

平成28年12月定例会会議録

平成28年豊郷町議会12月定例会は、平成28年12月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
5 番	西 山 勝
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	山 口 昌 和
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	馬 場 貞 子
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治

地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
上 下 水 道 課 長	藤 野 弥
産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長 補 佐	秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

西澤清正議長 皆さん、おはようございます。12月定例会を昨日に引き続き再開いたします。ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前田広幸議員、5番、西山勝議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直に明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

西山勝議員より、一時退席願が出ておりますので、会議録署名議員は6番の北川和利君に指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、西山勝君の質問を許します。

西山議員 議長。

西澤清正議長 西山君。

西山議員 皆さん、おはようございます。

豊郷町健康増進計画及び食育推進計画の取り組みについて町長にお尋ねいたします。

現在、日本人の死因の多くを占めているがん、心臓病の血管疾患などは生活習慣病に関係すると言われております。生活習慣病の予防には運動習慣の徹底や食生活の見直し、禁煙など、生活習慣の改善を行うことが必要であります。

また、最近、過労死の問題が大きく報道されましたが、身体の健康を保つだけでなく、精神の健康を保つことも重要です。

こういった状況の中で、豊郷町健康増進計画および食育推進計画の概要版が平成28年3月に配布されました。この計画に書かれている目標を実現するために事業を実施していく必要がありますが、基本方針4点のうち、(1)住民主体の健康づくりの支援、(3)生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進について、

現在の事業の実施状況と今後の具体的な事業計画について答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 皆さん、おはようございます。それでは、西山議員のご質問にお答えをしたいと思います。

豊郷町健康増進計画および食育推進計画の取り組みについてということでございまして、まず健康増進計画の基本方針(1)と申しますのは、住民主体の健康づくりの支援についてということでございまして、その実施状況と今後の事業計画につきましては、住民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、各自が健康感を大切にして生活の質を向上させるよう、栄養、食生活、また運動、身体活動、休養、心の健康、歯科の健康、たばこ、アルコールの項目で住民の皆様、また関係団体、行政のそれぞれの具体的な取り組みを目指しております。今年度は住民の方に本計画をご理解いただくために、先ほどおっしゃっていただきましたように、概要版を全戸配布をしたところでございます。

また、豊郷町の健康の実態や課題を理解してもらうことがまずは必要と考え、広報に健康増進計画からの豆知識として情報提供をしておるところでございます。

また、各集落の健康づくりのリーダーであります健康推進員の方に会議等で健康に対する実態や課題を報告しており、今年度中には地域の特性に合わせた具体的な取り組みについての意見交換の機会を持つ予定をしており、さらなる活動の充実を図ってまいります。

次に、生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進についての取り組みといたしましては、特にがん、循環器系の疾患、糖尿病について現状と課題を分析、取り組みを推進します。

豊郷町は、肺がん以外のがん検診や特定健診の受診率が低い状況でございますので、受診率の向上を目指しまして従前から500円での受診、またはがん検診の無料クーポンの配布、そして総合健診等の取り組みに加えまして、本年度から新たに町独自で心電図、眼底、貧血検査を追加項目として全員の方に実施をいたしたところでございます。

また、3年連続未受診の方に受診勧奨の訪問を行っております。さらに、特定健診や成人すこやか健診の結果、肥満者が多く、血糖値やコレステロールの高い方などの多い傾向がございますので、今年度から肥満者の方への保健指導、栄養指導を重点的に行っているところでございます。さらには、今後は要指導者の方への継続的な指導も行っていく予定をしております。

重症化予防としては、健診後の要医療者の受診勧奨や受診結果の把握、医療機関と連携した栄養指導を行っておりまして、今後は食生活の実態をさらに深く把握し、個々の実情に沿った指導等、町全体を挙げての啓発を強化していく思いでございます。

最後に、運動習慣のある方の少ない現状もございますので、運動を定着させていただくために、定着していただくようなウォーキングマップの作成を予定しておるところでございます。

以上でございます。

西山議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

西山議員 ただいまご説明いただいたんですけれども、今、今年度の概要版で特定健診の受診率が低い、そしてがん検診の受診率も低いということで、大変努力はされているんですけれども、今後、目標値に向けて、がんのほうでしたら、現状の評価を見ますとかなりひどいと思うんですけれども、この目標値の値に達するまでにはかなりの時間がかかると思いますけれども、なお一層の努力をお願いしたい、このように思います。

もう1点、精神面の不調が原因となる心身の病がふえていることも事実であります。病気の予防をすることはもちろん、加えて障害の防止、身体的、精神的健康増進も予防の一環です。

また、医療は治療から予防に大きく変わりつつありますが、豊郷町の福祉、医療の今後の方向性をどのように考えておられるのか。今の健康増進計画および食育推進計画のこの計画の基本の4点の中から、加えてお願いしたいと思います。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 西山議員の再質問にお答えしたいと思います。

やはり基本的な指針と申しますのは、やはり先ほども申し上げましたとおり、住民の皆様への啓発とともに健康づくりというものを自分の思いとして定着させていただくということが大事ではないのかなという部分、そして先ほど申しましたが、循環器系、糖尿病というものは特にうちでは目立った値を示しておりますので、おっしゃっていただきましたように、健診の受診率の向上を目指して今後も住民の皆様一人一人のご理解を賜るように啓発を健康推進員の皆様とともに、また啓発を、また協力なり、連携をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西山議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

西山議員 このがんを防ぐための新12か条のうちの12番ですけれども、「正しいがん情報でがんを知ることから」というふうに書かれておりますが、今、私自体もがん患者でございました。きょうも一時退席するのは、がんの治療のために病院へ行くために勝手なことを申しますけれども、この「正しいがん情報でがんを知ることから」ということ、今、全国的に小学校、中学校の保健科目の中でがんは人から聞けば死ぬという恐ろしい病気というような認識を持たれている方がたくさんおると思うんですけれども、その小さい小学生、中学生から正しいことを教えていくというのが今全国的に広がっているわけです。

この12月8日、聞いておりますところ、日栄小学校では人権学習の中で「がんについて」という講義をされるように聞いておるんですけれども、町のほうではそういうふうなことを、正しい情報を小さいときから生活習慣病にかかわることの取り組みについて考えておられるかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 再々質問にお答えしたいと思います。

確かに小さい幼少期からの正しい教育というものは必要だと私も考えておまして、特に最近は認知症を初め、小学生にも一緒に、住民の皆さんのボランティアの方と一緒に認知症に対する理解を深めておるところでございまして。

そういう中、また人権講座等で私も一度皆様の前でお話をさせていただいたことがあるんですけれども、がんの12か条というものもございましたが、それとともに私は認知症なり、ほかの疾病にもかかわることでもございますけれども、くよくよしないとか、そういう心の病気についても正しい理解を小さいときからも植えつけていけるような、そういう社会づくりをつくっているつもりで動いております。

保健所を初め、常に県、国との連携をとり、がんの情報収集についてはしておるつもりでございまして、今後も今ご指摘を受けました小学校の教育等にもこれからはそれぞれ学校等の連携をとりながら、小さいうちからの正しい理解を深めていただくような取り組みも進めていきたいというふうに考えました。

どうもありがとうございました。

西山議員 議長。

西澤清正議長 次の質問どうぞ。

西山議員 野外活動施設の廃止について、教育長にお尋ねします。

平成27年2月19日の全員協議会で、野外活動施設の廃止についてということで、バンガローの現状説明と活用についてのアンケート調査の結果報告がありました。現状では、施設の老朽化や耐震の問題があり、炊事場、管理棟、バンガローを廃止したいということでしたが、下記の点についてお尋ねします。

1、解体の予定について、2つ目、解体後の利活用の計画についてお願いいたします。

社会教育課長補佐 議長。

西澤清正議長 社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 西山議員のご質問にお答えさせていただきます。

皆さんもご承知のとおり、平成27年度2月の全員協議会におきましてアンケート結果をもとにバンガロー等の施設の廃止をご報告させていただきました。

1の野外活動施設の解体の予定でございますが、来年度以降に解体を進めたいと思っております。

これにつきましては、解体後の跡利用の計画について、バンガロー施設等の敷地だけではなく、グラウンド全体を考えた整備をしていきたいというふうに考えておきまして、ただいま協議しておきまして、その内容がまとまりましたら関係団体や、及び住民の皆さんにご報告を申し上げたいと思っております。

以上です。

西山議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

西山議員 今現状を報告いただきまして、今後、よりよい町民さんのための自然公園等いろいろな案もございましょうが、よりよい公立のもとで計画を願いたいと思いません。よろしく願いいたします。

質問終わります。

西澤清正議長 続いて、村岸善一君の質問を許可します。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 村岸君。

村岸議員 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問を行います。

防災対策訓練について町長にお尋ねいたします。

熊本地震や鳥取中部地震、先日の福島県沖の地震など各地で地震が発生しております。また、8月には台風10号が東北、北海道などに深刻な被害をもたらしました。

こうした自然災害の発生に備え、防災力の向上を図るために訓練を行うことが重要です。

そこで、9月11日に行われました平成28年度の防災訓練について質問をいたします。

1つ目、訓練内容について詳しく説明を求めます。

2つ目、6月議会の答弁でもありました自治会の未加入者への防災訓練の呼びかけ、避難場所の周知は広報で行っているということでしたが、今回の訓練への自治会未加入者の参加の把握はできているのか。把握できている場合は何名が参加されたか。

3つ目、27年の9月議会に同僚議員が質問しました中に、消防団に入っている町職員は災害時には消防の業務を優先するという答弁をされています。今回の訓練で町職員と消防団のどちらの立場で訓練に参加されたか。それも答弁願います。

4つ目、地震、台風、水害など災害によって対応は異なるため、さまざまな災害を想定した訓練を行う必要があると思います。防災訓練以外で町職員を対象とした訓練はされているのですか。

また、今後さらに訓練を充実させることを考えられないかと、それとも答弁願います。

5つ目、6月議会で町の事業所等と連携した総合訓練の提案をしましたが、その後検討されましたか。

以上の点を答弁願います。

村田総務課長

議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

おはようございます。それでは、村岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目のご質問でございますが、本年9月11日に実施しました防災訓練についての内容でございますが、本訓練につきましては鈴鹿西縁断層帯を震源とする大規模地震が発生したことを想定し、町各字町民の避難誘導等の訓練により、全町民に防災対策の重要性を認識していただくとともに、防災危機の高揚を図る目的から実施をしたものでございます。

内容でございますが、まず、各字各町民さんにつきましては、各字界への一時集合場所への避難訓練を初め、その終了後に各字独自の訓練に取り組んでいただきました。その内容につきましては、ほとんどが初期消火訓練が旧字旧字ということで、主にはそういう内容でございました。

また、町のほうでは訓練の中で情報収集、避難広報、物資搬送訓練、炊き出し訓練等を行ったというものでございます。

なお、本年度の訓練につきましては、滋賀県総合防災訓練の一環事業として取り組みをさせていただいたものでございます。

2点目の訓練への自治会未加入者の参加者の把握についてのご質問でございますが、訓練の際には避難者名簿、受け付けの段階で名簿を活用をいただいています。これについては、あらかじめ各区長様に様式を配付してお願いをしているところでございますが、現在使用していますこの名簿には自治会加入者、未加入者の区分を想定といいますか、設けていないという状況がありまして、自治会未加入者の参加者の人数等についての把握はできていないのが現状でございます。

次、3点目の訓練には町職員と消防団のどちらの立場で参加をされるかというご質問でございますが、今年は彦根市荒神山を会場とします滋賀県総合防災訓練が行われました。この訓練に1隊5人の派遣要請がございました。それで、町消防団としましては5名派遣をしたところでございますが、このうち1名は町職員の団員を派遣をしたということでございます。

他の消防団員等につきましては、各字の訓練において初期消火訓練をされることが多いことから、各字派遣として訓練指導に当たっていただきました。

また、消防団であります町職員についてでございますが、各字への物資搬送や各字訓練への職員派遣等があるため、町職員としての人数確保を優先して実施をしたところでございます。

4点目の防災訓練以外で町職員を対象としての訓練のご質問でございますが、現状、防災訓練以外で町職員を対象とした訓練については実施はできておりません。このため、今後の訓練実施に向けてまずは専門的な知識や訓練のノウハウの取得をするため、県の防災センターや関係機関での研修、研究にまずは職員として取り組んでいきたいというふうに考えております。

5点目の事業所と連携した総合訓練についてのご質問でございますが、本年10月に豊郷病院の防火管理者の方から町と連携した訓練ができないかというご相談がございました。町としても今後連携する訓練を行いたいということで協議を行ってまいりましたが、まずはその後10月18日に豊郷病院で実施されました避難訓練がございましたので、この訓練の様子といたしますか、状況を見るために職員2名が寄せていただいたということでございます。

その訓練後、病院等とお話をしている中で、訓練するにしても土曜日、日曜日の訓練については来院者、見舞いの方が多い。そういったことで、やはり日程等が難しいのかなというようなお話をいただいているということでございます。

今後も連携した訓練実施に向けて、まだまだ協議や調整が必要と考えているところがございますので、引き続きそういった取り組みをしてみたいと思います。

以上でございます。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

村岸議員 それでは、再質問をさせていただきます。

9月11日の防災訓練で、想定された災害発生時刻から職員が災害本部まで集まる時間はどれぐらい要したか。また、集合するのにどういう方法で集合されたのか。例えば歩いてきたとかいろいろあると思いますが、そういう状況を説明願いたいと思います。

それと、もし執務時間内に役場で災害が起こった場合に、来庁者の避難誘導はどのようにしていくのか。そういうようなのを考えているのか、そうした訓練も行われるのか、それをお願いしたいと思います。

それと、避難訓練とか内容、それは各事業所等にも訓練内容はこうですよ、避難訓練はいつしますよという案内等は出しているのか、それもまたひとつお願いしたいと思います。

それと、各自治会の未加入者は、自治会の各区長さんは何名いるか把握しておられると思います。というのは、役場のほうから各自治会宛てに転出転入の方は連絡行っているということですので、未加入者は各自治会長さんは把握していると思います。そこで、なぜ未加入者は参加できないのか。そのことを町のほうはもっと真剣に考えてやっていくべきでないかと思います。質問します。

村田総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 村岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、訓練の際、職員の出動といいますか、体制でございます。現状、職員の半数以上が遠方から勤務している状況は議員もご承知だと思います。ですが、訓練等については原則徒歩で来るというのが原則だと思いますが、実際、遠いところについてはその辺は無理かなというふうに考えております。ただ、町内については徒歩なり自転車ということを考えております。

災害が起きた場合、やはり10キロ、20キロ先の遠方について交通が来られるかという問題もありますので、その辺想定するにしても難しい状況もございます。これについてはもう少し今後とも考えていきたいというふうに考えております。

それと、町の来客者といいますか、誘導でございますが、今現在、この場所に明確に誘導するということを定めたものはございません。そういった施設も現状近くにないということで。まずは地震等については屋外に出ていただくという誘導の仕方というふうに考えております。

場所等については、どの場所がいいか。建物は中はだめでございますので、どの場所がいいかについては今後検討をしていきたいと思っております。

それと、事業所の案内につきましては、当然、後にも関係しますが、自治会の未加入者とあわせて町のほうの広報で実施については行っております。

事業所については、直接文書は送付しておりません。この辺については今後の課題として考えてまいりたいと思っております。

それと、未加入者へのことでございますが、各字の自治会の区長様については、転入者、特に転入でございますが、転入の方の意思表示において各字の区長様に連絡をしている状況でございますので、全ての方が区長様に連絡をしているという状況ではございません。ですから、転入の方、また転出の方は全て報告していない状況で、各字の自治会の区長様が把握するのは大変難しい、困難ではないかなというふうに考えております。

以上です。

村 岸 議 員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

村 岸 議 員 6月議会のときにこの未加入者のことについても質問しております。その中で、住民課長のほうから、転入転出者の場合、全て各区長様には連絡しているということですので、ということは自治会に入る意思があるかないかにかかわらず、各区長さんはその転入転出者の名簿は皆持っておられると思うんです。聞いておられるということ、住民課長がそういうふうに申されましたので。6月議会のときにそういう答弁をされております。それで今そういう質問をさせていただきました。よろしく申し上げます。

村田総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総 務 課 長 村岸議員の再々質問にお答えをいたします。

6月議会の住民課長が各区長様に連絡しているという状況でございますが、これ私が聞いているのは、本人の同意を得た場合については連絡をさせていただいているというふうに理解しておりますので、全ての方を連絡しているというものではないという状況でございますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

村 岸 議 員 議長。

西澤清正議長 村岸議員、次の質問してください。

村 岸 議 員 それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

町消防団の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

災害時には消防団員の果たす役割は重要となり、消防団員をふやすことが必ず必要と考えられます。

1、現在の町の消防団員員数は何名か。

2、団員をふやすためにどのような取り組みをされているのか。

3、火災発生時、消防団員は役場のサイレンを聞いて団活動をされますが、団員への指示や連絡はどういう方法で行っているのか。また、スムーズに行えているのか、答弁を求めます。

総 務 課 長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総 務 課 長 村岸議員の町消防団の取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の現在の町の消防団員数は44名でございます。うち、14名が職員ということでございます。

2点目の団員をふやすためにどのような取り組みをされているかというご質問でございますが、議員もよくご存じのように、これまで各字から団員を選出させていただきます経緯がございます。定期的に各字区長様に選出をお願いしているというのが状況でございます。

それと、字以外に町内の事業所に勤務している方に事業所の推薦の形で入団をしていただいているということも現在ございますので、そういった取り組みをさせていただきます。

また、滋賀県で実施しています地域を挙げて消防団を応援する機運の醸成及び消防団活動に対する理解の促進を目的として、消防団を応援する事業所及び店舗等が県内の消防団員及びその家族に対し優遇サービスを提供する滋賀県防災応援の店による消防団員カードの提示による利用が本年12月から開始はされます。このため、町内の事業所及び店舗等の滋賀県防災消防応援の店の登録の普及に今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

3点目の火災発生時の団員への指示、連絡方法のご質問でございますが、火災が発生しました場合、まず彦根市消防本部からの火災指令が団長、副団長に電話で連絡が入ります。その後、登録制メールにより幹部団員に火災メールが送信がされる。その後、消防受令機により幹部機関長に火災情報を伝達する。4つ目に

は、他の団員につきましては役場サイレン等により火災伝達をするというこの方法により伝達を行っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

村岸議員 今課長のほうから消防団員をふやすのには県のほうの取り組みに乗っていくという話でしたが、私も県の消防協会のほうに聞きました。というのは、10月26日付の新聞に消防団員確保ということで新聞に載りました。これはええことやなと思ひまして、私も県の消防協会のほうに問い合わせたところ、8月にこれに対してのヒアリングがあったということで聞きました。そしたら、県の答えは、そのときには豊郷町は参加されてなんだでという話を聞きました。

なぜこんなええことが県から通達あるのに町のほうはそのヒアリングに行かないのか。ましてや、団員が少ないというのになぜそういうような話に乗っていないのか。今、課長が答弁申しましたように、確かにこれから取り組んでいく姿勢は結構です。県がそういうことを出したら、なぜそれに乗っていないのか。それが1点。もっと早く対応するのが当然やと思ひます。

2点目、火災発生時、団員が活動するのはサイレン鳴ってします。というのは、先月、11月13日、高野瀬で火災が発生しました。私も野良作業をしている最中にサイレンで聞いたために、あ、これは豊郷やなと思ひて急いで家まで帰ってきました。家は大丈夫やと思ひて役場のほうへ来たところ、まだ役場のところには消防車があります。出動しておりません。

というのは、申しまして、甲良、多賀、分署、それが既に出動して中山道を通って行っております。それにもかかわらず、町の消防は出動してないわけ。なぜか。わかります、課長。火災現場に役場の職員が先に行くよしか、なぜ役場に来ないのか。日曜日の場合は当直が1人しかいません。対応は絶対できない。なぜ役場の職員はそれを応援に入らないのか。入れないのか。それが一遍聞きたいです。

それと、私はもっと早くに各機関員にも受令機を渡してやってくれという話はしました。現実に、今回、車庫に近い団員がサイレンを聞いてきました。そしたら、火災現場はどこやと。知らんうちに消防自動車は車庫行っているんです。役場の職員が火災現場はどこですよと伝えなければならぬ。そういう対応はできない。これをどのように考えるか、説明願ひます。

以上です。

総務課長 議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

村岸議員の再質問にお答えをいたします。

まず、県の消防団応援の店の経緯でございますが、これは県が取り組みをされるということで、お話としては1年半前ぐらいからお話ございました。その際、県の説明では、一度に滋賀県下を実施するというのは困難な状況であるということでヒアリングもございましたが、その段階である程度ブロック分けをされて、まず先行する地域が湖南のほうで先にされておりますので、その状況を見ながら普及していくという考えを聞いておりましたので、この辺の彦根エリアについてはこの12月から実施するというのはヒアリングの結果でそういった対応をさせてもらったということでございます。ですから、この辺若干消防協会とのお話が、ニュアンスが違うのかなと私は感じております。

それと、店につきましては、県内96業者が今現在登録されておりますが、この辺のエリアにはそういった業者が今の状況、登録が少ないということで、今後そういった取り組みをさせていただきたいということでございます。

それと、火災の当日といいますか、伝達方法の関係でございますが、消防団員等についてはサイレンで当然現場のほうへ行っていただくということはございます。ただ、お話ありましたように、消防庁舎につきましては機関員、機関長というのはあらかじめ団のほうで決められております。また、出動については2名以上を原則的に出動すると。1名では出動しないということもございます。

そういったことで、その後、消防団のほうにはそういった体制いうか、もう少し明確に諸機関員の割り振りをするなり、そういったところを明確にして整備をしていただきたいという申し入れはしておりますので、現在、団のほうでそれは取り組みをされております。

それと、受令機の配布でございます。当初予算に計上させていただいて、現在、8台を購入させてもらいました。これにつきましては、幹部と機関長に既にお渡ししています。

ですから、今お話ありましたように、全ての団員44名にお配りすることは不可能だというふうに考えておりますが、ただ、機関長、機関員、どの程度にお配りするかについては今後考えていきたい。

ただ、今現在、消防団のほうからはあと2名分の受令機を何とかありませんかというご要望は1週間ほど前にいただきました。ですから、それについては現在の予算残でするかしないかについて含めて検討をしているところでございますので、受令機は20万程度しますので高額ということもございます。使用についても、消防団の本団との協議をした上でふやす場合についてはふやしていきたい

というふうを考えております。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

村岸議員 先ほど質問しましたが、役場の中の体制、災害が起こった場合に当直1人では対応仕切れんかと思えます。そうした中で、総合訓練、役場の中の訓練をしてくれというのは、そういうのを含めて私はお願いしたいと。してくれと。そうでなければ、当直1人ではとても回れません。当直している者がかわいそうです。電話はかかってくるわ、皆の対応はしていかならんわとなってくれば、とても回り切れんと思えます。ましてや、夜やったら宿直1人ではとても回れんと思えます。その点をやっぱりしっかりと考えて、今後、役場の体制をもっともっと身近に考えてやってもらわなければならないと思えます。

それと、前に受令機を機関員以外も持っていました。そのときには対応が早かったです。確かに。近所に消防庁舎近くの者は受令機を持って、すぐにそれに乗って行きました。よそよしか、町内の火災のときにはよその応援よしかおくれるということはなかったと思えます。

今回、13日は防火パレードがあった日です。消防団員も防火パレード出ておりますので、多分、家へ行くと思えます。それにもかかわらず、なぜ消防車庫に来ないで現場のほうに行くのか。そういう指導も行政のほうではしっかりとやってもらわなければならないと思えます。

それともう1点、これは8月の全協でも尋ねたところ、豊郷町内で火災があれば消防自動車は緊急自動車としてサイレン鳴らして出動しますが、町外の応援のときには消防自動車がサイレンは鳴らさずに出動すると。鳴らして出かけたらとめられたと。なぜや。町外出てから鳴らせということで、町内は鳴らさずに、応援の場合は町外へ出てからサイレン吹鳴していくと、こういう体制を行政のほうで指導している自体が大変おかしいと思う。

緊急自動車は、消防車庫出て、サイレン鳴らして初めて緊急自動車です。それを応援やさかいにサイレン鳴らすなど。町内は鳴らすなど。住民に迷惑かかるさかいに鳴らすなどという意味かもわかりませんが、それでは役目は果たせんと思えます。その点をもう一遍お聞きしたいと思えます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 村岸議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、日曜日、夜等の宿直の関係でございます。火災等については確かに職員一人では心細いということをご理解をしています。ただ、最近の状況を見てます

と、宿直を置いていない自治体がふえてきているのも現状でございます。それは夜の業務があるのか、また職員の体制等を含めて、現実的になくしている、廃止しているという傾向でございます。

しかし、火災についてはそういうことになりませんので、職員も当然大事でございますが、それ以外に消防団等の伝達方法を十分徹底した中で対応ができるように考えていきたいと考えております。

それと、緊急車両でございます。これも当然、私前言いましたように、緊急車両の場合はサイレンと赤ランプの点灯というのは、これは緊急車両に義務づけられているものでございます。

今お話がありましたように、町外へ出る場合については音を消しているというのは、これは決まったルールはありませんが、ただ、私が今現在の総務に来る前に聞いている話では、町外の場合でサイレンを鳴らすと、町内の方が町内と、町外であっても町内と理解するので、その辺を配慮をしたというふうに私は聞いておりますが、これはいつからかというのは明確なものございません。

仰せもあるように、今後、緊急車両とする場合についてはサイレンと両方を鳴らすということは徹底をしていきたいというふうに考えています。

西澤清正議長

次に、河合勇君の質問を許可します。

河合議員

議長。

西澤清正議長

河合議員。

河合議員

町長にお尋ねをいたします。

改良住宅譲渡に向けた取り組みについてでございます。

改良住宅の譲渡に向けて高野瀬団地、長池もありますけれども、私は高野瀬団地では、今、分離型住宅の境界線工事がされておりますが、私が現場を見たところでは、全戸、全軒工事をしているように思うのでありますが、それについて3点をお聞きします。

全戸が譲渡契約をされているのか。また、全戸でなければ何件が契約をされているのか。

2番目に、境界線工事は何をもとにして、誰が誰に指示をして工事を行ったのか。

3番目、境界線工事に当たって公平、公正、平等な対応はどのように確保して進めていたのか。

以上、3点を答弁を願います。

人権政策課長

議長。

西澤清正議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

皆さん、おはようございます。

それでは、11番、河合議員の一般質問についてお答えいたします。

まず1点目のご質問であります。高野瀬団地においては分離できる住宅46戸のうち、36戸が譲渡契約済みでありまして、またあと1軒は譲渡に承認をいただきまして、現在、国の許可をいただくため申請中であります。年度内には許可がおりるといふうに聞いております。

2点目のご質問の境界線工事については、何を基本にしたのかについてでございますが、建設当初設置されていた境界フェンスを新しく取りかえて復旧することとして分離工事を進めておりました。しかし、一部でフェンス位置が境界とずれている箇所があると工事業者から連絡がありましたので、担当者が現地を確認したところ、確かにずれているということが判明いたしました。そこで、このままではこの場所だけずれることになりまますのでおかしいということで判断し、境界どおり真っすぐ境界フェンス工事を行うよう指示したところでございます。

しかし、その後、譲渡契約者から元の境界フェンスに新しく境界フェンスを設置するというので契約したのだから、場所が違うんではないかという問い合わせがありまして、工事を一旦中断し、内部協議を行った結果、現況のまま譲渡するという前提で契約したことと今まで町が設置した境界フェンスが長年境界だと思っておられることなどから、現況どおり行うのが妥当ではないかということで、当時、譲渡契約者双方と話し合いを行い、両者とも納得をしていただいた上で工事を再開したところであります。本来、工事を行う前に境界を挟んだ両者立ち会いの上で境界を確認して工事を行えば不信を招くことがなかったのではと今は反省しております。

なお、これ以降、そのようなことのないよう現況フェンスと境界ぐいを確認し、両者に確認の上、工事を行っております。

3点目のご質問の境界線工事で、公平、公正、平等な対応はどのように確保しているのかについてでございますが、さきに申し上げましたとおり、今回の譲渡契約交渉においては譲渡に際しての改良住宅を分離し、現在、設置済みの境界フェンスを新しく設置するとの約束で譲渡契約を行ってきた経緯があり、また長年境界フェンスの設置場所が敷地境界であると双方が認識していたことから、双方の契約者と協議をした上で了解していただいてフェンス工事を行ったところであり、公平、公正な対応と考えております。

また、一般的には登記簿と実際の面積とが多少差があることはありますが、譲渡交渉の際に現況のまま譲渡するという事になっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁いたします。

河合議員

議長。

西澤清正議長

河合議員。

河合議員

課長、おかしきなこと言いますよね。現況は登記謄本が現況ではありませんか。今お話を聞いていると、なぜか私の耳には法を曲げてまで境界線のやり直しをしたとしか聞こえません。

その方は、以前は家賃で住んでおられましたよね。全員。今これ聞いていますと、今回36戸、残り10戸がまだ賃貸ですか。36戸だけが譲渡契約が結ばれた。この中の1区画は、ニコイチだから1区画2軒ですわね。ここに問題があったにもかかわらず現状譲渡って意味がわからない。私には。現状は登記謄本のもとでとすることが現状と違いますか。

今まで間違えた境界くい打つとったんちゃうの。今課長も答弁しましたね。何十年来そのままで境界線をここだと思って打ってたん違いますか。

なぜ私はこういうこと聞くかという、私現場へ行きましたよ。この1区画。誰が見ても不自然ですわ。150の、200だの、400の、200の両面中ブロックの立派な境界ブロックとフェンス800の立派なフェンスが立っていますよ。何か狂犬の犬でも飼うような。そのまた真下にご丁寧に基礎、基礎がコンクリで基礎が打たれてますよ。基礎、基礎、基礎が。そこまで境界にしますか。個人なら。

それを見まして、私が行ったときには既にもう基礎ベースはできていました。基礎ベースは。それは真っすぐでした。これまでの境界から。なぜ真っすぐな境界でできた基礎ベースを崩して、新たに何で隣2軒の敷地内にわざわざ移動をして、そこに境界線を引くということは、これはどういうことですか。それは謄本どおりに基づいてほんまに工事をなされたんですか。今課長も口にちょっと出しましたかな。平米数はかって当然やったはずですよ。

今課長はお互いに承諾を得て。あれうそですよ。承諾はしてませんよ。しゃあないから、うんと言わざるを得ない状況に追い込まれたんですよ。私は頼まれていませんよ。2軒の方には。私の個々の判断ですけれども。

だとすれば、広くなった方は広くなった平米数できちとはかって譲渡契約結ばれたんですよ。金額は違ってきますよ。1. 何平米。計算してくださいよ。私より賢いんだから。頭が。

それとも私の今問うたこれ、両方で不公平がなかったのか。ありませんと。ありませんて、何をもとにありませんと言われるの。

私の聞いたもとは、登記謄本に基づいて工事をなされたのと違いますの。登記



の24メートル80センチが隣の家に来るんですわ。ずっと。そんなわしは土地はないと思います。あの法定工事でね。まして角地ならわかりますよ。角地なら。そんなもん。それはお互いの家々の境界ですからね。わしはどうにも腑に落ちない。それがまかり通るんなら。自分の屋敷ですよ。

課長、登記簿本に基づいてやったのかやらなかったのか。それで、現状、今の現状工事の売買契約してますよね。もうこの次できるんですか。契約もうできたんですか。契約は。できたんですか、契約ね。できたということは、登記簿本のとおりになったら、広がった家はわずかな金額でもこの査定金額よりは高いはずですわね。逆に狭くなったところは安くしてやらなくては、これは平等とは言えない。公正ではない。違いますか。

まずは一番に簿本どおりにやったかやらなかったのか。売買契約は登記簿本どおりに契約をしたのかお答えください。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 河合議員の再質問に対してお答えいたします。

契約につきましては、登記簿本に基づいて契約を結んでおります。

また、先ほども申しましたように、当初工事を発注する際に現況のフェンスをもとにフェンスをつくるということで指示をしておりました。しかし、現況との境界との差がずれているというところがありましたので、それをどうするかということで内部協議をした結果、現況どおり工事をするということになりましたので、今回、そのようにさせていただいたところです。

河合議員 議長。

西澤清正議長 河合議員、再々質問。

河合議員 町長、今部下の答弁聞いてどう思います？ これ、昔からもめている官民の境界ですわね。いわば譲渡やから。買いますか。はかってもらって、うちの土地が狭なるとるやないかいと。おまえ、広うなっという、広い分払わんかいと。ほんなん誰が考えても ですよ。3つの子でも答えますよ。

おっちゃん、広いほう得やわなど。これ狭いのになったら損やわなて。それ子供でも言いますよ。そういうことは。ここに立たれている立場上、通りますか。課長、あなたの答弁。通りませんよ。簿本どおりにするのが当たり前と言うたらおかしいけど、当然の話やろう。ほんなことは。名前出しましょうか。

あなたは、それやりかえの工事のお金は、どこから捻出しました？ 当然、町長にお伺い立てたはずや。こうこうこうやから。当然、町長、その元本知つとるはずや。

これも決裁当然もろうて工事をしましたよね。決裁もらいましたよね。私もこんでもう質問できひんのやから。今、再々質疑かいや。できひんのやから。

今、7日の日に全協もありますけど、全協では皆さんに資料渡せないから、一般の方には。

そういうことで、担当課の長として、今、その2軒の方はええかもしれんけど、その2軒の方に不愉快な思いさせたんやから、どう思うてるの。法を曲げてまでしたんやから。元本は登記謄本どおりに、あんた契約売買したとはっきり答弁したんやから。元本は登記謄本のとおりやと。お互い立ち会わせてやるべきやろう。当事者同士を。

当然、行政とその4軒、立ち会いのもとに境界引くべきや。間違うてたんなら。これは昔こうこうやから、ここ違うんやと。台帳謄本はここですと。あったら誰が見てもここということわかりますわ。わかります。今皆さん行ってもわかります。完全にずれています。ブロック1枚分が。延長24メートル80センチ。大体約400メートル。

たとえ金額云々のことあっても、この工事を、現職の町会議員ですよ。

ますよ。その人がわーわーと やと、そういうことができるものは何とかなるんですか。だから私言われたのは、おまえら議員さんは物言うたら何でもできるんだよ。だからわしは今回、このように質問をさせてもろうたんや。黙っておろうと思うたけど、うちの村のこともあるしね。これはちょっとおかしいと。憎まれても構わない、私は。私が正論であれば、どのような結果を。町長、あなたは最高執権者ですわ。あなたが決裁してさせたん違いますか。あなたが決裁してなかったら、課長単独でしたんですか。工事を。負担額は誰の増額ですか。もし払っておられれば皆さんの血税ですよ。違います？

副町長、あなたは寝とるか知らんけど、あなたも同じ同罪ですよ。あなたと2人の命令と違うの。 的には。だから、担当課長が と言うたのは、現状契約やろうと。ただし、現状と登記等が違いますと課長が説明しているにもかかわらず、おまえら現状で譲渡するのが当たり前やろうと発言したのは誰ですか。やったれと。ゴーサイン出したのは町長、副町長、あなたたちですよ。あなた方2人ですわ。あなた方は法を曲げてまで現職の議員さんが来たら、職員をかばわんと議員をかばうんですか。その方にどれだけ世話になったんですか、あなたは。ほんなら。公と私は分別してもらわな。分別を。だから、住民から言われるのは、今言うたように、おまえら議員は何でもかんでも言えば何でもいいわなと言われるんですよ。そのように。わずか1円でもそういうことがあったら、おまえらのとこ、おまえら何かもらえるんかいと。だから、私はきのうここで質疑

の中で、私はいただいておりますと。いただいている方もおるかもわからないと。私はもろうてます言うてませんよ。あるかもしれないと。

町長、あなたにも疑惑がかかりますよ。町長、後からちょこちょこ工事するが、おまえ何じゃ、また長年したら一緒かいや。そういうような声も聞かれていますわ。町民から。そういうことに現実、これが私の今問いのこの質問が、私の言うことが正しければ、今課長は私とは今一致しておりますわ。謄本とは違うと。違うということは私は声を大にして言いますよ。いや、謄本とは違います。こういう話やったら、私は黙って下がるけど。今再度聞いたら、私は登記謄本のとおり契約譲渡しましたと。

このどなり込んだ議員さん、何のこと言うか知らんけど、広うなった分を払わなあかんがな。金を。私はこの分広うなったから払いますというのは当然ですよ。長年家賃で入って、譲渡されたら文句垂れに行く。文句と言うたら、曲がっていても正常に戻す。こんなこと許したら、町長、あなたが疑われますよ。私は知らないでは通りませんよ。これは。

くどいですがけれども、最高執権者は豊郷町伊藤定勉やから。あなたの部下ですよ。部下を擁護しなくて、誰が擁護してやるの。だから病人やらいっぱい出とらんちゃうん。職員が。もう少し。私は何も職員に頼まれませんよ。職員に賄賂もろうてませんよ。ただ、まさしく私は、これが明らかに、一般の方は知らないと思います。こういうことは。私もこれに関しては何日か聞き取りと現場も三、四回運びました。枚数もメーターもはかってきました。写真までは撮ろうと思うたけど、さすがにカメラ持っていったんやけど、写真までは撮ろうと思わなんだけども。

町長、先ほども言いましたけど、隣の1軒の方はもうここにはおりませんよね。当初から。もう別荘みたいなものでしょうね。1軒の方は。そういうような方でも家賃を払うとったら返せと言えない。もう何年もおりませんわ。ここに。その方はよそに自分の私邸を持っておられる方でしょう。空き家でしょう。何年も。それをわざわざ、ここにおらんのやからどうでもいいわね。少々ブロック1枚分がずれても。しかし、そのもう1軒の方は常時住んでおられますから、そこに。自分の我が家やから。私は本人とはしゃべってませんよ。それで譲歩したって言い切れますか。それはわしおかしいと思うな。答弁は。おかしい。

私、これ時間が3時間でもあったら3時間でもこれやりたい。決められた時間やから時間持ってしっかりと30分やろうと思うてるけど。何回も言いますよ。30分以内に。まだ19分38秒。

町長、副町長、あなた方の責任は免れませんよ。現職町会議員と話をしました

やろう。したん違いますか。どなり込みに。話が違うと。

この工事費は支払いは済んでいるんですか。10月の末の決裁。例月監査異常なしときのうもらいました。諸般の報告でありました。この監査の方はどこをどう見て異常なしと認めたのか。ということは、工事内容の詳細明細が張ってなかったのか。その資料の中には。張ってないとすれば、どこの予算額の中から黙って使うたんか。詳細明細がなくて、会計士のところに会計金出されました。きのうの言い値と一緒にすわ。

わし、うち2,000万で買うから2,000万おくれやと。会計からお金をもらうこと自体、その前には添付書類があるでしょうが。その内訳明細はなくて会計から金がおりるんですか。そんなシステムと違いますわな。ここに詳細明細は書いてあるんですね。どこどこ何ぼ、何々何ぼとか。だから私が言うてるのは、やりかえた工事分は誰が支払うたのか。これは町からの捻出しとったら、これはえらいことですよ。黙って、決裁もなくて。

あと、町長が我々の譲渡検討委員会の中で一番最後にこういうような冊子を、14ページのこの冊子を出して、中に物置移転費用我々も聞いてました。金額もこのぐらいだろうなということは聞いていました。今現にこの36戸ですか。譲渡。残り10戸はこれからも家賃ですか。ずっと契約、家賃ですよ、これから10戸は。わけあって持てない人もおられますやろう。ただし、この10軒は譲渡をしなくても境界だけはしたんですな、全部。そうですね。それで、10軒はずっとこのまま家賃で入れるわけですよ。

この36戸、当然譲渡契約がもうできたんやから、登記謄本の印税は当然個々持ち。45万でしょう、補償金。1戸につき。もう先もろうてるんでしょう、これ。契約したときに。45万を。彼らに何ぼずつか住宅費ふやした。30万から35万ほどの金額違いますか。なぜ違うかといったら、今言うたように、平米数が違うから金額が違うんでしょう。同じ区画なら同じ金額でしょう。1万、2万、3万の差があるということは、それだけ実際大きい土地があるからこれだけの単価が違うんでしょう。金額が。45万ですよ。1戸補償、物置。誰もしなくて、物置も建てんかったら、ここを上下買って十何万手元におるんですよ。それが買うたって言えますかよ。買うたんじゃないでしょう。差し上げたんちゃうの。何にも買わなんたら、今言うような十何万残るんですよ、手元に。上下のもとに自分の名義があって。5年間の固定資産税免除することはあり得ない。わしはこんなことは。取るべきや。あしたからでも。譲渡契約されたものは。

45万補償しといて、上下の土地、家屋が30万そこそこで、今言うように、うちは物置みたいの要らんのやと。これは個々の勝手ですがな。補償金やから。建

てようが建てまいが。そこで5年間の固定資産税を猶予しますよと。こうやってうとうてますよね。なぜ調べてないんですか。だからいつまでも言われるんですよ。二文字を。これ私は大嫌いなんですわ。私の口から言うのもなんなんですけども。だからおまえらそういうとこやからそうやなど。はええなど言われてもしゃあないですわ。そういうことしとるのやから。自費で払いなさいよ。たとえ1割でも。丸っぽただですわな。物置の金額以下ですよ。上下が。そんな虫のよい、そんなもん譲渡、譲渡で聞こえはほんまによろしいけど、私にしたら何というぐらいな。

課長、今私が言うたことが間違っておれば、あなたは河合間違いやと指摘してください。どこが間違いか。再度聞きますよ。登記簿本に基づいて登記台帳から契約をしましたと。これね。それで、もう一つ300万。追加工事で300万という金額がなされてますよね。300万。どこの追加工事ですか。それも町長にお伺い立てて決裁もろうたんですわ。

そういうようなことが次から次からと出てくるということは、これ、もう昔からの流れで一緒ですわ。あなたのとこの課は。もう前任者ばっかし言うてられませんよ。前任者と同じことしとるねんから。身にしみるほど痛い目見たのと違いますか。あの前任者のことで。それから改善されて、こういうようなパンフができて、基本どおりにやったら、私もここに書いてある。ちょうど丸6年ですわ。平成20年やから。私は途中から、町長に私は行きませんよと言うて私は投げました。あほらしくて聞いてられません。現実是这样なっているから。私が今、現状おつたらもつと言うてます。今ここやからまだ言葉控えていますけどね。これでも。

現場ならもつと言いますよ。ほんまに私語で言いますよ。おまえら何しとるんじゃい。そんなことをへいへいしゃあしゃあと決められたこと以外のことをされてるということは、もうまさしく私にはいかんことやと思う。

課長、その平米数で登記簿本になりましたよ。登記簿本、皆さん36戸分は手元へ行きましたんか。もういきましたかどうか。私は質問できひんのやから。それを36戸分登記簿本のと通りの平米数で登記をされて、もうその登記署名名義人にもう登記簿本を渡したのか。

それと、その言うてる、今そういうようなときに私が言うたように、基礎工事ができとるのをあえて曲げてやったことがあなたは正当だと思っておりますか。登記簿本に基づいて。これはあなたの口から私は2回聞きました。

くどいですが、町会議員が現場に行つてほえたらできるんですよ。そう言うておられますよ。現場の方が。対応したのは誰ですか。課長と。そのときに

は隣の2軒隣、3軒の方は立ち会われましたか、そこで。あなた方がほえたから、ただその後に役場まで来て、トップツーフをかまえて言うたら、あなたに工事の頭からあんたにかぶせるんですか、罪を。やりなさいと。もつてのほかです。

町長にも言うておきます。決裁は町長の判こがなかったら何もできなんだから。一銭たりとも。もう少し考えて、部下ばっかしに罪を て、現状を聞いて、おまえ、どうなったんやいと。登記謄本のときに一遍話したらどうやと。工事する前には何ぼでも話できますやろう。きのうの田んぼと一緒にですよ。こっちが安いから向こうの方にも 。向こうは何とも 聞いてなる。そういうようなことを話しなされたら私はできると思いますよ。

終わります。

西澤清正議長 はい、時間です。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 11番、河合議員の一般質問にお答えいたします。

現状の話は担当課長から聞きました。まず、この譲渡については、現状の境界のフェンスの更新ということで、これずっと進めておりました。そういった中で、ただ、そこが変形しているということでもとへ戻そうと。そのときにやはり隣接の皆さんと協議の上、やっぱり境界は決めていかんと、現状の町がつくっている境界ですから、入居者はそこが境界だと思っておられるので、それをしっかり押さえてやったんかと言うたら、最初は1軒はちょっと3日ほど行っておられたで話ができてないというので、片方はあとされたんかなと思うてたら、両方とも留守で、それでちょっと曲がっているのを真っすぐにしたということでありました。

そういった中で、そしたらやっぱりしっかりと隣接の皆さんとこの関係する方と協議して、合意の線でやっぱりやっていかんならん。ただ、町がこのようにフェンス工事をしてるので、四十何年間それがやはり境界だと思っておられると。しっかりした境界のいうところもありませんから、そういった中で、今回、この境界を設定したものでありまして、誰から、私は会ったこともありませんし、ただ、担当課には、今、雨降野やら四十九院でも地籍調査が行われております。隣地の皆さん立ち会って、中にやはりそれぞれが合意したところで決まっておりますし、ちょっといろいろ問題があると裁判まで行っている件もありますということも聞いております。やはり境界というのは隣地の方がしっかりとお互いが納得されたところをやっていくのが当たり前でありますし、それとともに、この豊郷町の譲渡については測量もしないということに来て、現状で譲渡を行うということ

で来ておりますから、もとのその境界が妥当ではないか。

ただ、その中でやはり問題点があるんだったら、両方と工事の前に隣接の皆さん方に合意いただいてやるのが工事の常套ですよという話は担当課長やら、職員にもさせいただいた。それで両方の方にお話しして一応ご了解いただいたので、もとのところで工事をさせていただきますという報告を受けました。

以上です。

西澤清正議長 暫時休憩します。

暫時休憩で、30分から再開します。

(午前10時27分 休憩)

---

(午前10時37分 再開)

西澤清正議長 それでは、再開します。

8番、鈴木議員の一般質問を許可します。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問いたします。

まず、豊郷町の経済活性化に向けた具体的な施策の確立。

豊郷町を元気な町にするには、何といても町の経済を活性化させる必要があります。

そこで、まず1、経済活性化に向けたこれまでの取り組みと今後の方針を明らかにされたい。

2、地元業者を育成するために、分割入札を実施することを求めますが、見解を明らかにされたい。

3、地方自治法第142条の説明とそれに該当する事案がないか説明をされたい。

2つ目、役場庁舎整備案の提案と今後のスケジュールを明らかにされたい。

議会に設置された町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会における検討も終わり、その報告書もまとめられましたが、役場庁舎整備案を私は次のように提案をするが、見解を求めます。

1、旧館は解体をせず、補強をし、書庫として活用する。

2、木造建屋は解体し、新築して、ここで旧館の業務を継続する。

3、今回は本館は解体せず、補強をする。議場は今のままで使用する。

また、今後のスケジュールについても明らかにしていただきたいと思います。

3つ目、再びひとり親世帯に対する給付型大学奨学金制度の創設を求めます。

9月議会でもこの制度の創設を求めましたが、国においても若者の声や世論に押され、詳細は明らかではありませんが、来年度から何らかの形で給付型の奨学金制度が創設されます。そこで、再び本町独自の制度創設の検討を求めますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

4つ目、職員の管理・業務執行体制について質問をいたします。

現在、役場においては、社会教育課長が退職、上下水道課長入院中、社会教育課においては補佐も入院中で一時管理職がない状態がありましたが、その事業の執行に懸念を抱いているところでありますが、1つ、社会教育課の事業執行状況はどうなっているのか、またその体制をどう整備していくのか、回答を求めます。

2つ目は、職員全体の管理体制、健康体制も含めてどうなっているのか、説明を求めます。

▲5つ目▲、条例に基づき学童保育の整備を進めることを求めます。

豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例、いわゆる学童保育事業は平成26年9月に定められましたが、そこでは職員の配置、専用室の設置などが規定されており、町は最低基準を常に向上させるように努めるものとされています。

そこで、1、条例に基づく学童保育事業整備のロードマップを明らかにしていただきたい。

2つ目、当面、対象者を第5条にあるように、小学校に入学している者、6年生までにしていただきたいと思います。

最後に、隣保館で以後、将棋教室、仮称ですが、の開設を求めます。

高齢者の方から昼間少しでもみんなと時間を過ごせるように将棋や囲碁を隣保館でできないだろうか、開いてもらえないだろうかとの声が寄せられました。そこで、とりあえず隣保館で、仮称ですが、将棋・囲碁教室の募集をすることを提案いたしますが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの一般質問の豊郷町の経済活性化に向けた具体的な施策の確立並びに役場庁舎整備案の提案と今後のスケジュールについてお答えいたします。

今後の方針を明らかにされたいについてでございますが、商工業におきましては町内商工業者向けの地域振興事業費として豊郷町商工会の補助金の支出、住宅のリフォーム補助金や太陽光発電システムの新規設置に対する補助金、町観光協

会への補助金、また平成27年度においては地域活性化地域住民生活交付金として国からの補助金をいただきながら、プレミアム商品券の発行により消費喚起を促したところであります。

農業分野では、新規就農支援金や経営体育成支援助成金の創設、特産物振興協議会への補助金等が主な事業でございます。今後の方針といたしましては、平成28年2月に策定しましたまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の基本目標1で特産物や「ひと」を活かす産業振興に取り組んでいるところでございます。特に今年10月より開始しましたふるさと納税返礼品制度の導入により、より一層町内事業所の振興を図りたいと考えているところでございます。

また、国補助金等による地方創生事業や地域経済循環創造事業等を絡めながら、地域経済の活性化を図った取り組みを推進してまいりたいと考えております。

町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会の報告書を昨日、委員長並びに副委員長、前議長さん、そして今の議長さんから受け取ったところでございまして、報告書の内容を十分確認させていただき、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

また、いろいろお聞きしたい点がございましたら、また文書でお伺いしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、議員の質問については、個人の質問ということで聞かさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 鈴木議員さんの社会教育課の事業執行はどうなっているのか。また、体制をどう整備するのかとの質問にお答えさせていただきます。

住民の方々に不便等をかけることはもちろん、事務の停滞は避けなければいけないと考えております。社会教育課の事業執行については、豊郷町教育委員会事務局組織規則第4条及び豊郷町教育委員会事務局事務専決規定により執行しております。

体制につきましては、教育委員会事務局一丸となって住民サービスが低下することがないように努めていきます。

以上です。

教 育 次 長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教 育 次 長 鈴木議員のひとり親世帯に対する給付型大学奨学金制度の増設を求めるとい

うことに対してのお答えをいたします。

豊郷町では、現在におきましてもひとり親世帯に対する給付型大学奨学金の制度の創設につきましては、まだ考えておりません。大学に対する奨学金制度についても対象とした奨学金、滋賀県や独立行政法人日本学生支援機構、また各団体や各大学が運営する奨学金がありますので、必要に応じて活用されることを願っております。

以上です。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

8番、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、豊郷町の経済活性化に向けた具体的な施策の確立をのご質問の中の②と③についてお答えいたします。

まず、②の地元業者を育成するために分割入札を実施することを求めるが、見解を明らかにされたいについてですが、本町の入札執行につきましては、建設業法第27条の12の規定によりまず経営事項評点に基づき、その評点値により参加資格を定め、入札執行を行っているところでございます。

ご指摘の分割入札につきましては、可能な限り町内業者育成のため、各工事担当課で評点事項に基づきご協議いただいておりますが、工事の経費、工事内容、それから工期等により分割入札が困難な事案もありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、③の地方自治法第142条の説明とそれに該当する事案がないかどうか明らかにされたいということについてお答えいたします。

地方自治法第142条の条文といたしましては、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき（原文）者、支配人及び清算人たることができない」とされています。その趣旨は、これらの者を当該地方公共団体と一定の経済的利害関係にある私企業から隔離し、その職務執行の構成を確保しようとするにあると解されます。もう少し簡単に申し上げますと、首長の兼業禁止規定及び規定における適用除外を認めたものと解釈しております。

また、それに該当する事案がないかどうかについてですが、首長の兼業禁止規定に反する事案につきましてはないと把握しているところでございます。

以上でございます。

総務課長

議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

鈴木議員の職員の管理・業務体制を問うという御質問のうち、職員全体の管理体制のご質問についてお答えをさせていただきます。

事業及び事務の執行では、豊郷町職員の職の設置に関する規則の各職の職務を遂行するとともに、町長の権限に属する事務における決裁手続及び職員の職務権限について必要な事項を定めることにより、行政事務の組織的かつ能率的な運営と事務執行における責任の明確化を図ることを目的とする豊郷町事務決裁規程に基づき、課長が不在の場合の決裁権者につきましても、あらかじめ事務決裁規程の第9条に定めます代決により執行することとなっております。このため、事業及び事務に支障を来すことはないものと考えています。

また、職員の健康管理では、自己の体調管理はみずからが行うことは言うまでもございませんが、このため、職員の定期健康診断の受診を促すとともに、昨年改正されました労働安全衛生法に基づくストレスチェックを定期健康診断と同時に実施をしているところでございます。

保健福祉課長

議長。

西澤清正議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

鈴木議員の条例に基づき学童保育の整備を進めることを求めるとのご質問にお答えをいたします。

まず1番目の条例に基づく学童保育事業整備のロードマップを明らかにされたいとのご質問ですが、職員の配置についての基準ですけれども、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。そして、支援単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き補助員をもってこれにかえることができるとしており、現在の職員配置は豊郷小学校のにこにこクラブ、日栄小学校のひまわりクラブともに現在、各5人の指導員を配置していることから、基準をクリアして運営しているところです。

また、専用室の設置についても、学童保育の実施場所を小学校のランチルームで継続実施することで進めてよいとの回答を、教育委員会との協議で受けた上、現在の取り組みに至っているところであり、面積基準などもクリアしていることから、新たな施設整備ということは現在のところは考えておりません。

次に、2番目の対象者を小学校6年生までにとのご質問ですが、取り組みの方向性としては6年生までを対象とするように進めていくものとして考えております。ただ、運営に当たりましては、課題の整理等必要なことから、そうしたことの解決を図りながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

人権政策課長

議長。

西澤清正議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

それでは、鈴木議員からの囲碁・将棋教室の開校をというご質問に対してお答えさせていただきます。

現在、隣保館では囲碁や将棋の道具はなく、またそういう要望も余りなかったことから教室は行っておりません。しかし、囲碁、将棋については脳を鍛えるのに最適で、高齢者の認知症対策にも効果があると言われ、老人福祉施設等でも導入されており。また、家にひきこもりがちな高齢者の憩いの場や交流の場となることが期待されます。

議員ご要望の教室開校については、まず道具を確保した上で、隣保館の和室もしくは児童館を開放し、自由に使えるようにしながら、囲碁・将棋を楽しんでいただき、来館者から要望をお聞きした上で、要望が多ければ今後の教室を開催するかどうか判断していきたいと思っております。

以上です。

西澤清正議長

鈴木議員、再質問。

鈴木議員

いや、もう1個回答がされてないので。社会教育課の体制を今後どう整備するのか。執行体制はお答えありましたけど、どう整備するのかお答えがありませんでした。

教 育 長

議長。

西澤清正議長

堤教育長。

教 育 長

済みません。先ほどちょっと早く述べて、ちょっと聞きにくかったかと思いますが。体制につきましては、教育委員会一丸となって住民サービスに低下することがないように努めていきたいというところでご理解いただければと思います。

以上です。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

再質問。

鈴木議員

順番に行きますが。

まず、経済活性化の問題ですが、先ほどさまざまな取り組みが行われているということとか、それからこの豊郷の総合戦略版の説明があったかと。これに基づいてやっていくと、進めていくという説明がありました。

ところが、よく見ますと、これにも、それからこの総合計画でも各分野別の経済対策はあるんですが、地域経済そのものをどうして活性化していくかという、それを直接テーマとした、本題としたほうは、実はこの総合戦略にも今回作成さ

れた豊郷版の地域戦略にない。ないんです。私の質問は、これをメインにした施策、方針をまずつくるべきじゃないかと。各分野ではなしにということを求めているんです。その点について再度答弁も、分野でなく、ここにもここにもありません。経済を中心テーマとした施策、方針はありません。

先ほど町長はこれでおっしゃいましたが、直接地域経済をどう活性させるかというテーマはありません。私はここにもここにも地域経済を活性化させる方針をするべきだと思うんですが、再度答弁を願います。

これよく読んでみましたら、辛うじて第4次総合計画の新産業と雇用対策の充実の中で、確保している小規模・中規模工場用地を活用した誘致活動を推進するとされています。

お伺いいたします。どこにどれだけ小規模・中規模工場用地を活用しているのか。塩漬けにしているのか。これが書かれていますから。具体的にどのような誘致活動をこれまで行ったのか。今後どのような誘致活動を行うつもりか、明らかにしていただきたいと思えます。

これが2点目です。

次に、分割工事ですが、入札ですが、確かにいろんなことが可能な限り実施をしていきたいということでした。これを提案させていただいたのは、なかなか入札で問題の場合、これがベストだというのがないのかもしれませんが。しかし、例えば今工事が行われる町内の業者で、うちの業者を落札した町外の業者から町内の業者に入札価格の60%で仕事をやってくれへんかという話があったんです。ひどい話なんですね。6割を引いて4割でやってくれと。いや、これは実際聞いた話なんです。これではとても町内小規模業者育成の観点にはならないと。

だから、ここらは工夫をして何とか、先ほど課長のほうからは可能な限りという答弁ありましたので、この工夫をぜひして、小規模業者の育成に取り組んでいただきたいと思うんですが、回答を求めます。

それから、地方自治法の適用の問題、142条の問題ですが、それにかかわりまして、地方自治法第166条第2項は副知事、副市長にも法142条を準用するとされていますが、同じようにお尋ねいたしますが、この166条2項のような事案があるかないかということをお知らせしていただきたいと思えます。

伊藤町長 議長

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

空き地を生かした企業誘致等でございます。特にこの空き地はあります。8号線の西側にもありますし。ただ、規模的に小さい面がございます。そういった中

で、やはり新規起業的な、先ほど申しました地域経済循環創造事業ということで、これは銀行が50%融資で、あと国と県とが出していくというようなことで、一遍応募されたんですけど、なかなかひっかからなかったというのもございます。

そういった中で、やはり土地がない中でこういうふうな新規起業をされる方、そういう方たちにしっかりと情報等の入りや、そしてまた広報等でもお知らせをしていくと思っております。

そういった中で、ただ、今現状のやはり豊郷町は農業もあり、やっぱり基盤ですし、そういった中でいわゆる30年対策をどうするかということでしっかりとした農業基盤の確立と、先ほど申しましたふるさと納税、これによってやはりいろんな加工品の思いを生産者が持っていて、それがふるさと納税のお返しになればと、こういうことにやはり研修にも行ってすばらしいなというところも見てきましたので、ぜひともそういうふうな喚起をしていって、ぜひとも住民の皆さんが取り組んでいただきたいな、こういう思いでございますので、よろしくお願いいたします。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど地域活性化ということで総合戦略、それから総合計画には掲載されていないということのご指摘でございましたが、今回の総合戦略については地域活性化というテーマではございませんで、基本目標1から4まであるんですけれども、その中にそれぞれ含まれているものと解釈しております。

それから、先ほど町長もおっしゃったんですけれども、ふるさと納税ということなんですけれども、10月1日より返礼品導入しましたところ、約2カ月で給付額既に2,000万円を上回り、約30%の600万円が町内業者の返礼品代金となっていることが大きな力となっているものと解しております。

続きまして、分割入札にこれからの工夫ということなんですけれども、先ほどお答えしたとおりですけれども、分離発注という方法もございます。それから、例えば道路について、今1,000万の工事を分担して分割入札するのは非常に困難な話でありますので、より工夫を考えていきたいと思っております。

次にですけど、地方自治法142条についてですけれども、166条第2項も準用するということなんですけど、そのような事案についてもないと把握しております。

以上です。

鈴木議員 だから、どこにどれだけ確保している要素があるのか、ちょっと説明を。総合

計画に書いてあるか。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

企業誘致の確保ですけれども、今ございません。済みません。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員。

鈴木議員

今ございまして、これにそう書いてあるんだぜ。これうそですか。

これの中で新産業と雇用対策の中で確保している小規模・中規模工場用地を活用したい誘致活動を推進すると書いてある。用地ない。ということは、これはうそなんですか。端的に聞かんなん。うそですか、これ。ないのにあると書いてあるんですか。つつい声が大きくなってしまいますけど。ないってこれ、総合計画には確保しているとしているのに、答弁はないなんて、そんな答弁ありますか。

いや、課長、正直に答えていただいたんでいいと思うんですが、ないならないでいいんです。ないということは、これにはうそを書いたということで確認していいですかということを探ねます。今それ以上言いません。

最後にもう一度確認をいたしますが、ぜひ経済活性化のテーマはこれからも町政においては基本にかかわる問題でありますから、内部で協議をして続けていただきたいと思いますが、法第142条並びに法166条第2項にかかわる事案はないということで再度確認をしておいてよろしいか。最後にお伺いしておきます。

企画振興課長

議長

西澤清正議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの総合計画ですけれども、うそではないんですけれども、これはあくまでも目標値ということでご理解賜りたいと思います。

それから、再度ですけど、142条ということの166条の第2項の準用ということですけども、私どもの中ではないものと把握しております。

以上です。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員。

鈴木議員

目標でなしに、書いてある。確保しているって。これだけ指摘しておきます。確保していると書いてある。

次に、庁舎の問題ですが、先ほど私提案したことを、それは鈴木議員個人の提案だからという答弁でしたが、これは私、議員の立場でどうだろうか。こうい

うことも私はこう考えるのだが、どうだろうかと町長に問いする。議論したいと思ってるんですが。私はですよ。ところが町長は、それは鈴木議員個人の提案だから意にも介さないと。ちょっと私、意地悪く取ったら。それは少しどうなのかと。私はこう考えると、議員の責任で提案をしてるんですということを申し上げておきます。

これまで私はそういう提案をしましたが、町は一般質問はずっと捉えてまいりましたし、それから特別委員会でもそうでありましたが、町はこれまでは旧館をどうするのか。つまり、旧館を解体するのかしないのか、議会で態度をはっきりしてほしいという説明が再度ずっと続いていました。よく考えますと、その前提には本館はもう解体するという前提になるんですが。

もう一度、実はいただいたこの耐震診断結果をもう一度読み直してみました。改めて気がつきました。この耐震診断結果ではどう語られているか。本館については、耐震補強に関する所見のところでは1階にスリット、2階に鉄骨ブレースを増設することにより強度が向上し、I s 値は判定値を満たしたと。具体的には3カ所かな、いや、4カ所程度の耐震補強で十分いけるというのがこれが耐震結果の報告でした。つまり、耐震補強を行えば本館は現在の耐震基準をクリアできるという報告書なんです。

この報告書どおりで作業を進めるとするならば、まず耐震補強をどうすべきかというそこから点検作業が始まって、提案をされるべきだと思うのですが、これまで町が示されてきた、最初のほうは別にして、基本的には最終的に町が示されてきたのは本館の解体です。この耐震診断結果でいけば、本館は解体する必要がどこにもないと思うのですが、なぜ本館も解体だという結論を出されたのか、説明をお願いします。

それからもう1点、今後のスケジュールはきのう報告書を渡したとおりですからそれはそのとおりですが、私はそのどちらの案で、例えば町の案で行く、これまでどおりの案で進めるにしろ、それからこれから検討されてまた案が変わってきたにしろ、いずれにしろ、私はこれは今までも求めてきましたが、町民の皆さんもそうおっしゃっている方がおられるんですが、庁舎整備について最終的にこういう方向でどうだろうかというような町民のアンケートを実施をして、町民の皆さんが納得していく方向で庁舎の整備を進めるべきだと思いますが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

本館はおっしゃるとおり、それでこの耐震診断結果のときには報告させていた  
できました。それで出てきたのがC案とそしてD案になって、C案はどうするか  
となると、仮設の庁舎が必要だ。もろもろがあつてC案よりD案でということ  
でD案で実施設計をさせていただいたところで、皆さん方十分その点は、あそこを  
耐震診断して使うという一つの案ということは覚えていただいていることと思  
います。

それと、アンケート云々につきましては、ちゃんと行政懇談会で説明させてい  
ただき、今日に至っております。どのような、まだはつきり読ませていただ  
いてないので結論をいただいて、その中で今の現在のどうなのか、また新しい方  
法があるのか、検討させて、またご提示させていただきたいと思っておりますの  
で、よろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 だから提案したんです。仮設が私が提案したやり方では仮設は要らないじゃな  
いかと。細部は検討しなきゃなりませんよ。だけど、私が提案した方法でやれば、  
旧館でそのまま仕事を続けながら木造物のところを借りてそこにして、そこで旧  
館の事業をすれば、仮設をする必要がないじゃないかという。だから提案をさせ  
ていただいたんです。町長、そうおっしゃるだろうと思っていたんですよ。

だから検討、こういう案を検討する、提案するけれどもどうかという提案をさ  
せていただいた。ぜひ議論をさせてください。私個人の意見だと言わないでくだ  
さい。

そやけど、もう一回、最後に答えてください。どうしてもやっぱり町民アンケ  
ートをしないということなのか、もう一度確認だけしておきます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議論云々で、仮設の場合は本館、旧館を潰したときには仮設ということであり  
ます。それと、この本館を残して云々のときには価格的な、やはりそうはないだ  
ろうということ、そして一体的なものをしてどうかという声をいただいた  
ので、実施設計をしたところ、議論はそのときしっかりさせていただいてい  
ると私は思っております。

以上です。

鈴木議員 アンケートは。

伊藤町長 アンケート。何をアンケートをとるのか、私、その趣旨がわからない。要する  
に、旧館はもう議員はどれくらいやったら耐震診断しようと思っているんです

か。あれを。地中周りをしっかりするんやったら耐えるって、そういうことを思っておられるのやったら、そこらがもう伝わってこないですから。

それともう1つだけ私にも言わせてください。というのは、あそこを診断するのは使おうという目的のもとなら診断したら、そうですかという言うてきました。何でやいうたら、診断した金額が水の泡になるさかいということで、そういうふうにお話ししてきました。しかしながら、それは柱だけ残してパイル打ってやるとおっしゃるんなら、そういう結論がいただきたかったんですけど、なかなかまだじっくり読んでおりませんのでわかりませんので、どうぞよろしく願いします。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 今町長がおっしゃった議員というのは、私、鈴木個人の議員を指しているのか、議会を指しているのかよくわからないところがありますので討論を差し控えますが、ぜひ整備のあり方については議論をさせていただきたいということだけ申し上げておきます。

次に、奨学金の問題について質問をさせていただきます。

9月議会でも質問をさせていただきました。今回も考えていないと。今のところ、検討を考えていないという答弁でした。

そのときに、一つは大学の進学者数などの報告を求めたんですが、把握ができないとの回答でした。また、ひとり親世帯のどこをひとり親世帯と見るか本当に難しいという答弁でありまして、私考えてみました。福祉医療では母子福祉家庭が把握されているわけですから、調査をしてみますと18歳までのひとり親世帯が約120世帯。子どもの数が約150人。これを1学年18で割りますと約9人。大学4学年で四九、三十六人。ひとり親世帯の進学率を仮に30%とすると約10人。把握は可能じゃないですか。こういう努力をぜひしていただきたい。把握が困難だという答えは受け入れがたいと思います。私の調査でもすぐできるわけですから。

この子どもたちに、来年度は試験的に発足するというようなことで、制度設計まだ明らかではありませんが、月3万円ぐらい奨学金が全国で5,000の高校、各校から1人ですか、校長の推薦でいいと。非課税世帯とかいろいろありますが、とにかく制度はスタートをいたします。

私が求めているのは、この国の制度で対象になれる、もう少し上のいわゆるボーダーラインの子どもたちの検討ができないだろうかという提案をしている。そこで、今、奨学金を受けている大学生の声を紹介をいたします。

この方は今4年生ですが、「私は学費、生活費のために奨学金を毎月9万5,000円借りています。4年間で総額456万。20年かけて570万円も返済していかなければなりません。利子だけで144万にもなります。これが本当の奨学金と言えるのでしょうか。学生ローンではないのでしょうか。卒業後は毎月2万3,000円を返済しなければなりません。私の家は経済的に苦しく、奨学金を借りるだけでは学費が賄えません。そのため、母も教育ローンを借りていました。それでも学費を払えないときがあり、姉から20万借りました。そんな姉も学生るとき奨学金を借りて、今、毎月返済しています。そんな苦しい姉からもお金を借りなければ学費を賄えません。今学生の2人に1人が奨学金を借りています。多くの学生が未来に希望を持ってない、こんな社会でいいのでしょうか。私は大学に入学したことで自分の人生の選択肢や可能性が多く広げてくれる場が来たと実感をしていました。だからこそ、私は学びたいと思う全ての人が大学へ行く意義があると思います。そして、それは私たちの権利だろうと思います」というふうに大学4年生の美術系の大学に通っている子がそう述べているんですが。

そこで教育長にお伺いいたします。今紹介をいたしましたそういう大学生が置かれている現状について、教育長、教育的な見地からどのような認識を持っておられるのか、見解を求めます。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 8番、鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

見解ということでお聞きいただければと思うんですけど。私自身、今の話聞かせていただいて、確かに学生が奨学金で悩んでいるところは多分にあるかと思っています。そんな中で今のは特に、失礼ですけど美術大学ということで、美術のほうの大学は非常に予算も要するという事は、これは重々私も承知しております。

そういった中で、奨学金制度というのは順を追って私は制度を改正されているかなということを思います。ご存じのように、以前ですと奨学金を配るのに、まず学習能力、要するに学力のある者ほど奨学金がよくなってきた。それから、今段階を追って無償の奨学金、そしてから最後貸与、そして大学生から専門学校ということで順を追って奨学金制度がよくなっているというか、多くの方にいただけるようになった。給付できるようになっているのかなということを思います。

そういった意味では、私は今、国の制度あるいは県の制度、あるいは学生機構のそういった奨学金制度、寄附金制度も見ていながら考えていくべきであると、こういうふうに思っています。

以上、よろしく申し上げます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 把握を進めてほしい。じゃ、進学者数の把握は？ 私はそうしたんだけど、できるのではないかと聞いている。

教育長 議長。

西澤清正議長 教育長。

教育長 把握については各課とも進めて行って掌握していきたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 いや、私が教育長にお聞きしたかったのは、こういう子どもたちの実態を見て、これから豊郷の教育行政を述べていただくわけですから、こういう実態、私は心を痛めます。私は心を痛めます。学びたいと思う全ての人が大学に行ける。今、高校はもう▲文科省▲の奨学金 ほぼ拾われます。年間十何万でしたか。あと加算金がありますから。一番多い子は年間23万ほど文部省から補助金が参りますから。公立高校であればほぼこれで奨学金。実質、奨学金になっているんですよ、高校は。まずその認識をいただいて。

私が言ってるのは、こういう子どもたちの、学びたいという子どもが美術系であれ、何であれ、子どもが現実に学生ローンだと言ってるような子どもに教育長は心を痛められないのか。私は心が痛みます。心が痛まるのであれば、少しでもこの子どもたちのために心を痛めなくても済む制度を検討していただけないかと。来年度からすぐやれと言ってるんじゃない。すぐやれと言っていないよ。

一方で、一昨日、民間の▲野村総研▲が発表しました。何を発表したか。金融資産が1億円以上の世帯が今日本に121万世帯あるというんです。これは給与から生活費とか全てで金融資産だけです。金融資産1億を超える世帯が121万世帯あると。13年度末に比べて15年度で2割増しになったと。これはアベノミクスによる株高でもうけた人たちだと野村総研も言っています。

こういうことでいいのかと。9月議会で申し上げましたけど、東京大学や京都大学へ行っている子どもたちの年間資産は1,000万を超えるんですよ。この世帯は。これ、今も変わらない。つまり、金持ちの子どもは大学に行けるけれども、貧困層の子どもたちが大学に行けない。これは大人として心を痛めて改善すべきじゃないかと思うんです。

先ほど教育長は順を追って改正をされていると言いました。だから、私が申し

上げたいのは、この豊郷町で順を追ってこの子どもたちに心を痛めて、そういう制度の検討を始めていただけないか。せめて例えば9月議会で教育長は最後に進学者と把握できないと言いながら、最後にはことしの3月に大学、短大、専門学校へ行った子どもは19人いましたと答弁されている。もう実態把握されているんです。把握されているじゃないですか。せめてまず、この子どもの把握からでも順に検討を始めていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

現在、給付型の奨学金制度は済美会が今、これは高校なんですけれども、やっておられます。順を追って教育委員会のほうとしても一度そういうふうな子どもさん、貧困世帯の子どもさんがおられるそこら辺もよく吟味しながら、また教育委員会で諮っていきながら検討していきたいと思います。

また、県の動向も見ながら教育委員会で検討しながらまた考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長

教育長 鈴木議員の再々質問についてお答えいたしたいと思います。

先ほど次長が述べましたように、私自身も済美会のメンバーの中で済美会でそういった制度を設けておられます。そういった部分も踏まえながら、県と教育委員会等で会議を開いて、見解をまた述べていきたいと思っています。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 私はこういう現状で教育長が心を痛められないかどうかというようにお聞きしたんですが、この回答がなかったのが非常に残念だということを申し上げておきます。それをお尋ねしたと思うので。

時間がありません。私としゃべったらだめなんで。

次に、職員の管理についてお伺いをいたします。

先ほど社会教育課の執行体制、専決規程によりしていると。どう整備するのかというと、一丸となって整備する。これはだめですよ。これは抽象的なことで。私がお聞きしたのは、社会教育課、生涯教育というのは非常に大事なお仕事だと。社会教育課長は、たくさん公民館長とか体育館で兼務しておられます。早急にやっぱりどうするかという整備をしなければ。

例えば、じゃ、お伺いします。専決規程により、具体的にどうしてやられるんですか。一丸となって、具体的にどうされる。具体策を答弁をしてください。

それから、社会教育課長に対しては、率直に言って、最初はオータムフェスティバルの問題で無責任だと思ったりもしたんですが、率直に申して。きのうの本会議で豊栄のさとの駐車場の用地が10月に集中して行われたということであれば、その心労もあったのではと私はおもんぱかった次第ですし、また下水道課長におかれても、来年度から正常事業の公益事業に移行という点で大きな心労を抱えておられるんだろう。私はそういうのをおもんぱかるわけですが。

こういった職員の体制が崩れていくというのは、私の意見としては職員と執行部との信頼関係はどうなっているのかということを少し心配をしておるんですが、それについて答弁を求めます。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 鈴木議員さんのただいまの質問について、再質問についてお答えしたいと思います。

まず、専決事項あるいは組織等でございますけれど、教育委員会事務局組織規則の中に教育次長の職務の内容で、上司の命を受け事務局の事務を掌理することになっていきますので、代理代行じゃなくて、この旨でもって、この一文でもって対応処理させていただいております。

あと、教育委員会あるいは生涯学習課、社会教育課の非常に職務のほうもさらに今ご指摘いただきましたが、確かにそのとおりです。

社会教育課の残事業といたしましては、年度後半に入ってきて私が把握しているのは12月12日の地域カレッジ、そして23日のフラワーコンサート、そして年明けてから1月8日の成人式、そして2月11日の社会教育大会かなと思うんですけど、その4つが大きいかなと思っているんですけど、その4つをもって教育委員会事務局と社会教育が連携を図りながら、事業消化、対応していきたいと、こういうふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

総 務 課 長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総 務 課 長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

職員の業務体制、執行体制ということでございますが、当然、先ほども言いましたように、それぞれの役職に応じて職務を行うというのは、これはもう公務員として当然の範囲でございます。

ただ、各事業についてどのような進め方をするかについては、当然、今後、来

年度の当初予算の計上もございます。ですから、予算計上をする場合には今後の事業をどうするかということをご当然した中で編成しています。

それと、各補正予算に関しても補正予算の予算額に予算だけではなく、他の業務も含めて今後の進行をどうするのか、また進捗状況を見ながら協議をしているということをございますので、体制的には今までの体制で行けるのではないかなというふうには考えています。

ただ、同じ仕事をするにしても、職員の感じ方というのは当然違うわけをございます。これを一律に評価するというのはまず無理だと思ひます。それは、例えば言い方、言われ方によって変わってきます。私には通るかもしれませんが、通らないかも。違う人は通らない。これが現実の私は話やと思ひます。それを感じるのがストレスだというふうに一般的に言われています。

このストレスがどれがストレスになるかというのはなかなかできないのも現実です。だから、我々職員はそういった中で日々仕事をしているということもご理解をいただきたいと思ひます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木委員。

鈴木議員 最後になります。社会教育課長はいつまで不在なんですか。例えば今やったら、例えばアザックの体育館の方からは、公民館に行って課長補佐もおらへんかったときはプロパーの職員が預かって、それからまたこっち来て何かする。こういう体制をこれからも続けるということですか。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員の再々質問にお答えいたしたいと思ひます。

現体制でもって3月までは行きたいと、こういうふうにお思ひしております。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 いや、もう次、学童保育の問題ですが、先ほど答弁いただきましたが、この平成29年9月の条例制定時に専用スペースの整備等も条例の制定にあわせて検討しなければ生きて条例にならないのではないかとしたんですが、先ほどはランクルームでも十分だというような答えあったんですが、そのときにこの条例は、私がロードマップとしましたのはそのときの課長の答弁で、この条例は平成27年4月から実施される法に基づく基準を定めるもので、整備等については子ども会議の答申を受けて検討したいという答弁でありましたので、そのところの子ども会議の答申の説明と、それに基づく検討内容を説明をお願いしたいと思ひま

す。

保健福祉課長

議長。

西澤清正議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど専用室のこと言っていましたでしたが、子ども・子育て支援計画事業のことですよね。これにつきましては、各園等も入っていただいた中で、今後の取り組みを進めたものがあります。その中の一つとして学童保育、放課後児童クラブの部分がありました。

それに基づいて考えたところによりますと、推計として出ておりましたのが、豊郷町小学校、日栄小学校とも現在のランチルームにおいての面積で十分に賄える人数だということが出されておりました。27年度からそれに基づいての運用をするわけですけれども、専用室という捉え方が必ずしも一つの独立したものであるものではありませんで、考え方としましては、専用室、専用スペースを活動の拠点として、その他さまざまな活動場所、例えば学校施設等も含むんですけれども、そういったところも含めて子どもたちの居場所づくりができるのであればということでしたので、当時のこの計画を進める中で、先ほど申しましたが教育委員会と協議した結果、現行ランチルームで運営してもらって大丈夫だということでしたので、現在に至っているところです。

以上です。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員、再々質問。

鈴木議員

私は、この政府の重点事項というのは、一つは、法の第9条である専用室、専用スペースの確保が大事ではないかというふうに考えています。

今、子ども・子育ての会議では、児童数の推移からいって賄えるということであったと思いますが、私が申し上げているのはこの児童数ではなしに、私はこの学童保育事業には3つの重点事項がある。1つは、専用室、専用スペースを確保すること。2つ目は、第7条、第8条、第10条による従事者、指導員を確保すること。3つ目には、保育事業、保育内容、学童保育事業のこれをいかに充実するかと。この3つの観点から論じられるべきだというふうに思っているんです。その点でロードマップというふうに言いました。

そのときの平成26年、先ほど5名、5名おられるという答弁でしたが、その26年当時では、これでは有資格者が4名、補助員が5名という答弁であったと思いますが、現在、この10人の方のうちで有資格者が何人で、補助員が何人で、それから県の研修に参加をされているのかどうか。ことしも県の研修に参加

していないと、豊郷から来ておられないというふうに県連協の事務局からお聞きしているんですが、お願いをしたいと思います。

それから最後に、小学校6年生までの対象については、現在、日栄小学校で2年生で来ておられる方が父子家庭で、3年生卒業してもこのままでやっていけないので、ぜひ学童保育に入れたいということでございましたので、個別に希望をとっていただいて対処をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

保健福祉課長

議長。

西澤清正議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど言っていました中で、指導員の確保、部屋の確保、指導員の研修等、この3つを言っていたかと思います。

部屋のほうにつきましては、先ほどもちょっとランチルームで言わせていただいたところですが。

指導員の確保につきましては、その説明をさせていただく前に、思いとしては6年生までを受け入れたいというのはもちろん思っている部分です。その部分がないということではありませんので、まず前置きさせていただきます。

その中で、今現在、豊郷町のほうの課題として上がっておりますのが、指導員さんの確保です。保育士さんの確保と同様に難しい点があります。昨年春には3月31日の時点で子どもたちの受け入れは確定既にしておりますけれど、4月1日に来ていただく指導員の確保がままならない状況というのが実際に起こっております。そういうことは、この年の春につきましては何とか回避はできましたけれど、毎年毎年指導員の確保というのが綱渡りの状態です。これがまず一つです。

ですから、6年生まで受け入れたいという思いはありますけれども、募集をかけてもそれだけに対応する方がおられない。

40人で2人の基準ですので、今の5人でも想定として受け入れるということならば可能です。基準だけにおろせば。しかし、実際のところ、それでそれぞれの教室が運営できるかという難しさもありますし、申し込みされる方のそれぞれ障害等を持っておられた課題等がありますから、そういうところの対応を考えると6年生まで一気に上げるというのは現状難しいという部分がありました。

それで、今現状はまだ3年生までになっておりますけれども、先ほどの子ども・子育て（正式名）支援計画の中での違いというのは、当初想定していたよりも希望される子どもさんの数がすごくふえてきています。

それで、それが何が要因かということを考えさせてもらおうと、友達が行ってるから自分も行く。本来ですと小学校が終わって帰ったときに誰もおられない、そういう状況で子どもさん一人にしておくのができないからということでは始まっているんですけども、どこまでが本当におられないのかという判定が正直難しい部分があります。それを全て受け入れていくと、とてもじゃないけれど、今のままではできない。

それと、これまでですと1カ月の負担金、保護者負担金、これも周りの市町がかなり上がっておるところですけども、豊郷町としては子育て支援という捉え方で金額を抑えてやってきましたけれども、かえってそれが問題なのかなという一面もあつたりもします。こういうことも含めて、今後、検討をさせていただいた上で、学年の引き上げを本来なら順次でもしていきたいところですけども、対応は考えたいと思いますが、そういう課題があるということをお先ほど述べさせていただきました。

それと、指導員が5名それぞれおりますけれども、ご承知のように制度が変わりまして、県のほうの講習を受けるということになりました。ですから、従来の研修を受けていた指導員の資格とはまた違うものが生まれているのはご承知のことかと思えます。

それで、制度が全て変わりましたので、県下全ての学童保育の指導員が一度に受講するということはとても無理です。ですから、1クラブにつき1名ずつ、昨年から受講ができる形になっておりますので、昨年、ことしでそれぞれ2名ずつ資格者となりました。ですから、2人が資格者の3名が補助員という形です。制度上はそういうことになります。

それで、先ほど鈴木議員のおっしゃった研修を豊郷の指導員は受けていないというふうにお話ありましたけれども、研修は行っております。行っている研修の種類というか、場所が、受けているものが違うんだと思えます。

これは、以前のご質問いただいたときにもそういう質問で、うちのほうは研修に行ってもらっているのになぜそんなことがあるのかと思いましたが、鈴木議員の言っていた研修とはまた違うものを受けていたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木委員。

鈴木議員

学童保育は3月議会でも続けて議論させてください。具体的な資料をお持ちしますので。町内からも町外の学童保育の指導員としてお勤めになっておられる方

おられますから。

最後になりますが、囲碁・将棋教室ですが、そういう声が私よりも年上の方からありました。日中、鈴木さん、暇で仕方ないと。時間が潰せへんのやと。これはもうおっしゃるとおりだと思います。

私はこれ提案したいのは、一度、隣保館のほうで募集をかけていただいて、ここ、教室系がいつでも使ってもいいから、いつでも皆さんでやりなさいよというのではなしに、参加者が何名かおられましたら、そういう方を集めていただいて、つまり組織化をしていく。そのきっかけづくりとして隣保館のほうでその仕事をさせていただきたいと。

こういう提案すると、どっちかという募集しますと。好きな人が集まってください。使ってもらうのはもう将棋盤をつくったからやっていただいて結構ですよというのではなしに、やはり組織化までやっていただきたいと。後の運営はその皆さんに、自主的に皆さんでやっていただくと。それが自立を育てる隣保事業の根本精神だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

再度、答弁をお願いします。

人権政策課長

議長。

西澤清正議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃいましたように、そういう要望はあるということについては聞かせていただきましたので。ただ、最初に申し上げましたとおり、道具が今のところ確保できておりませんので、道具をまず確保してからまた募集のほうをかけたきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

西澤清正議長

続きまして、今村恵美子さんの質問を許可します。

今村議員

議長。

西澤清正議長

今村議員。

今村議員

今回の質問です。一問一答で行います。

まず1つ目、ごみ減量化と広域ごみ処理施設建設は公開で、そして住民負担の軽減をとということで、町長にお尋ねいたします。

現在、彦愛犬広域行政組合で、新ごみ焼却施設建設に向け、候補地公募と選定がここに来て非公開で行われています。候補地選定委員会に応募したのは5カ所と発表はありましたが、場所の公表や今後の選定経緯なども全て非公開で進めるという方針が出されました。これは、公金とする大型公共事業でありながら密室で候補地を選定するやり方で、地域住民の理解は得られないやり方です。

また、平成22年当時の建設予算規模は約100億円で、今日さらにふえる可

能性があるにもかかわらず、1市4町の住民は蚊帳の外という状況です。即刻、候補地の公表と今後の選定委員会も全て公表で進めるべきと豊郷町を代表して町長は申し入れるべきではないでしょうか、いかがですか。

次に、今、建設推進室が計画しているのは24時間稼働の大型焼却施設ですが、これでは大気に絶えず温室効果ガスを放出し、またダイオキシン、重金属などによる環境汚染と健康被害も懸念されます。当然のことですが、焼却ごみの減量化を念頭に置いた処理施設が求められています。

そういう中で、関係市町での3Rの積極的な取り組みが必要です。我が国もおくればせながらパリ協定の批准をしました。削減目標の達成のために地方公共団体が運営するごみ処理施設でも焼却削減に取り組む必要がありますが、とりわけ、豊郷町の焼却ごみの削減には生ごみの分別が有効です

愛荘町では、集落で生ごみ回収と堆肥化も実践しています。今後、豊郷町でも焼却ごみの減量化、資源化は意識的に強化し、ごみ処分費の軽減で余った公費を住民の福祉、教育などのサービスに振り向けるなど、公費の使い方の見直しと住民サービスの向上が重要な政策課題です。来年度に向け、町の減量化、資源化の取り組みはどうするのかを、見解を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員のごみ減量化と広域ごみ処理施設建設は公開で、そして住民負担の軽減をについてのうち、私からは広域ごみ処理施設建設は公開でについてお答えをいたします。

彦根愛知犬上広域行政組合は、候補地選定に当たってこれまでの建設予定地を断念した経緯や、施設整備には地域住民の理解や協力が不可欠であることから、透明性と住民目線を確保する観点から、第三者機関として平成26年12月、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会を発足させたものです。応募の条件や選定の要件等を決定する初回から第9回までの委員会は、第5回の先進地見学を除いて全て公開で行われました。しかし、それ以後の具体的な選定委員会の議論については、公開することで応募地関係者や不特定多数の傍聴によって、会議において各委員の客観的な考え方や発言の妨げになるおそれを懸念して非公開とされたもので、候補地の公開についても同様の趣旨となっております。

なお、選定委員会は現在、13回まで終わっており、最終15回をもって終了予定で、最終候補地1カ所を本年度内に決定し、決定次第、広く公表する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 馬場住民生活課長。

住民生活課長 引き続きまして、私のほうからは、次年度に向け、町の減量化、資源化への取り組みということでお答えさせていただきます。

現在、本町におきましては、循環型社会構築の一環といたしまして生ごみの堆肥化や使用済み小型家電の回収などを行っております。堆肥化事業につきましては、年々会員も増加しておりますが、今後も住民の方々の理解を求めるよう継続した啓発を進めていきたいと思っております。

また、小型家電の回収につきましても、粗大ごみに多くの小型家電が搬出されていることから、小型家電の回収の対象がどのようなものなのかということをもう一度知ってもらえるなどの周知を図りたいと考えております。

環境配慮に関するキーワードといたしまして、3Rが廃棄物の削減に努めるのがいいという考え方がございましたが、最近では4Rとも言われております。このことを推進し、ごみの分別、減量化についてさらに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員、再質問。

今村議員 今、町長のほうからは、公開することで候補地選定に支障を来す、また委員さんが自由にしゃべれない、そんなことをおっしゃいましたけれども、県の指導でも候補地選定に対しては公開で進めるという、そういった指標も出ているんじゃないですか。

それと、これまでに2つの候補地選定は地元の深い反対が多かったわけですよ。それも踏まえた上で選定委員会ができたんじゃないですか。ですから、管内の住民さんは当然知る権利があるんじゃないですか。それをあえて非公開にして、決まってから報告する。皆さんにお知らせしますというのは本末転倒の間違いですよ。

彦根市でも、今、5カ所中3カ所のこの手を挙げた地域以外の住民参加、いろんな声も出ています。断定は、公表しないからどの場所とは言えませんが、あそこの自治会手挙げたんやというのは、住民さんの間ではもう話が出てるわけじゃないですか。愛荘町でも同じですよ。でも、それはなぜ選定委員会がその候補地になってもらって、もし決まったら3億円のまちづくり補助金をその建設施設の地域には出しますよという、ど太いエンジンをぶら下げながらやっておられるわけじゃないですか。そうであるならば、当然、そのお金は個人のポケットマネーではありません。みんなのお金なんです。そういうことをなさっていながら、

公表はしないと。この1市4町の首長として、私は非常にそれは住民に対する失礼な行為だということで、撤回して、今からでも遅くありませんから公開の方向であなたが豊郷町の住民を代表して物を申すということを申し上げたいんですが、いかがですか。

次に、課長は3Rが4Rになったと、そういう方向でまた頑張っていくますと。そういう抽象的な話はいいいんです。

豊郷町の可燃ごみの処理、これ、リバースセンター関係の処理の年間のこの指標とかも出ていますが、ここでうちが事業系の受け入れも含めて年間、日量で3.5トンぐらい。平均するとうちの可燃ごみがリバースに行ってるんですね。

前9月議会の一般質問で、生ごみの堆肥化の肥料をいろんな農業に基幹的に利用できないかという話を申し上げたら、量が少ないと。できても年間9トンほどやということでおっしゃって、それは無理ですよという話でしたが、やっぱり可燃ごみの一番主な量を占めているのが生ごみというのは町はかねがね言って、絞り切りましょうという感じのことをおっしゃいますが、そうじゃなくて、焼却しなきゃいけない可燃のごみに生ごみを分別して資源化していくということが、豊郷の可燃ごみを減らす具体的な一番の方策だと思うんです。

その点で今後も頑張りますと言いましたが、26年と27年度におきまして可燃ごみの中で生ごみ分別の件数がどういうふうにあつたのか。そして、それを今、今度、この広域では大型なごみペットをつくるために収集する基準を年間のをあわせてやっていますけれども、それを減らしていくためには豊郷の可燃ごみを減らすのが一番なんですよ。だからその辺でどう考えて、26年、27年度で生ごみの資源化は進んだのか、件数、それから町が取り組む件数と会員数説明してください。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの再質問にお答えします。

先ほども申しましたが、非公開につきましては、この件につきましては平成28年8月17日、彦根愛知犬上広域行政組合の全員協議会で、候補地の個人情報保護することや応募地に関する住民影響に配慮することなどを努めながら、周辺環境に左右されない状態で客観的な議論のもと審議することにより、公平性の確保につながると考えることから、第10回以降の選定委員会は非公開のもと開催させていただきますということで全員協議会で報告され、議員さんから何の異議もなくそのような形で今日進んでおりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 馬場住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の堆肥化の件数でございますが、昨年度末は227名で、今年度、11月末には303名と増加しております。こちらにつきましては、ふえた、それは広報等による啓発もさせていただきましたが、会員さんの口コミ等による増加とか、あと1つの字の方の1つの自治会さんのほうへ、自治会長さん、区長さんのほうへちょっと一度寄させていただきましたところ、自治会へちょっと話に来てほしいというようなお話がございまして、自治会に出向いてお話をさせてもらいましたところ、自治会の方が賛同していただきまして、会員がふえたものが主な原因でございます。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村さん、再々質問。

今村議員 町長は、広域行政組合議会の全協でこういう報告をしたときにも異論がなかったというふうにおっしゃいましたけれども、その後、彦根市議会でもこういうやり方おかしいんじゃないかという議会の議員の追求もありました。その報告は議決ではないですからね。こういうことになりましたと報告を言うて、それで全員が賛成したというふうに解釈するのもすごく一方的な解釈だなと。私、町長、かねがね思うんですけど、議決をしないところで報告で済ませようということ自体が大体執行部として発想が住民目線に立ってないというふうに理解をしていただきたいんです。

私がこのようにこのことを非常に問題視してるのは、広域の彦根愛知犬上広域行政組合の中でこれが進められておりますが、ここの建設費用負担割合というのが1市4町で応益で2割は負担しなきゃいけない。そして、あとの8割は人口割やと。これが不平等なんです。

だから、彦根の市民1人当たりと豊郷の市民1人当たりの負担というのは、もう豊郷のほうが倍近く多くなるんですよ。1.何倍あったか計算したことありましたが、そういう不平等なやり方で施設はつくった。維持管理費、建設費全部町が豊郷も負担してくださいよという中身の内容に対して、豊郷町の町長としてきっぱり物を言うということを散々広域議会でも申し上げましたが、全然変わりませんでした。そういう不平等な中で、この大型ごみ処分場を非公開の中でまた進めると。そういったことに豊郷町の住民が理解と納得をするという問題ではないと思うんです。

ですから、みんなが使って、処分場は必要だというのはみんなわかっているんです。でも、それをつくるに当たっては、将来的に焼却を減らすことができる。そして、経費もランニングコストも少なくても耐えられる。そういった形で選別をしていくということは広く管内の住民、1市4町の住民に広くそれは公開でやって当たり前じゃないですか。それを候補地がこれまで2回、天候も含めてこの候補地としてやったのがその地域住民の皆さんの多くの反対で突然、それで2回だめになったからといって、だから今回非公開というやり方というのは、これは民間である施設の建設じゃないんですよ。公共施設として建設するに当たっては、いろはのいとしてここはもう非常に履き違えた間違えだと思いますが、その点について最後に、町長にはそういった面を含めた上で町長の見解をお伺いいたします。

それから、課長、減量化という形で確かに若干はふえていますよね。若干はふえています、豊郷町で今4Rと言っていました、リデュースというのは物を大切に必要以外のものは使わない。ごみを減らそうと。リユースは使えるものは繰り返し使おうと。リサイクルはごみ資源化すると。

うちの町でできるごみの資源化、使えるものは繰り返し使うとか、いろんなことは町民に啓発もできるんですが、生ごみの観点で申し上げますと、形だけやってたらええという問題じゃないと思うんです。積極的に全町を視野に入れた資源化、生ごみの減量化、それを促進させるということが、ひいては住民のごみ処分費用の、1人当たりの費用の負担が減るわけですよ。もう広域じゃなく、目いっぱいのところできいやつをつくらうと今計画していますよね。そんな問題、そんな施設を使えばこの分の負担金は豊郷町にどっとかかってくるわけですよ。

だから、町としてはそういう施設ではなくって、私は都市部とそれから農村部周辺部は環境が違うと思うんです。だから、彦根市は何年か前に三十何億円かけて今の焼却場を改修しましたが、彦根市型と、また農村部型では焼却の量も違うし、収集も違うと思うんです。だから、全く一緒の同じものを建てなきゃいけないというふうには思っていない。農村部だけで焼却施設、単純なストーカ炉でもいいと思っています。

そういったことも意見としてはありますが、まずは豊郷が減量化、資源化にどれだけ積極的に力を入れるかということが、住民にとっては行く行くはごみ処分、こういったごみにかかる住民負担の軽減に長い目で見たらつながっていくので、じゃ、ちょっと伸びたらやりましたっていうような、そういうことはおかしいんじゃないかと思うんです。

だから、具体的に年間、うちで排出している可燃ごみを生ごみの資源化にかえ

てどれだけ減らすのかと。私、3分の1ぐらい減らせると思っているんですけどね。やる気さえあれば。それをやっぱり地域の皆さんの理解と協力をお願いして協働できればね。できると思うんですよ。だから、そこら辺の具体的な道筋、ぜひ示してほしいんです。それをきょう、もう来年度予算のヒアリングをなさっていると思うんでね。そろそろやっていますよ。だから、来年度に向けて、町としてできるごみの減量、資源化、具体的にどういうことを数値目標も含めてやるのか、その点について、課長、答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、8月17日の彦根愛知犬上広域行政組合の中で推進室のほうから今後のことは非公開でさせていただくという、そのような話がありました。別に議決とかそんなことは言っておりません。誰も質疑等はありませんでしたということで述べただけであります。

それと、建設費用につきましては、11月18日のたしか彦根愛知犬上広域行政組合の中で、建設についてはしっかりと今までの20対80は見直しをと。どういう方法がいいか、今日まで先進的にやっているところの費用負担を参考に、それと人口割合も勘案して考えるようにということだけ申しておきましたので、申し添えます。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 馬場住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

本町では、議員がおっしゃるように、可燃ごみの減少に向けて生ごみの堆肥化は行っておりますけれども、それ以外にもコンポストの購入補助金とか、生ごみ処理機の購入補助ということで、ごみに対する減量化もやっておりますということでご理解ください。お願いします。

今村議員 数値目標はどうなったん。

住民生活課長 それは今後また。

今村議員 きちんとしてない。

住民生活課長 今しておりません。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員、次の質問。

今村議員 それでは、次の質問を行います。

高齢者の貧困と孤立にどう対応するのかという項目で、町長に伺います。

まず、豊郷町での65歳以上の高齢者の単独世帯数、また65歳以上の夫婦2人世帯数、また65歳以上の親と未婚の子のみの世帯数の数を説明してください。

今、社会問題として高齢者の孤独死とか孤立死が今後ますますふえていくのではないかと指摘されています。また、生活保護基準から見た高齢者世帯の貧困率は、2012年統計で34.36%で、特に女性単独世帯の貧困率は54.02%と報告が出ています。

この中で、健康で文化的な最低限度の生活保障は、豊郷町でも深刻な問題です。誰もが人間らしく、その人らしく、安心して暮らし続けられるために、自治体と住民が力を合わせて、医療・介護の組織づくりが必要です。その点で、来年度から当町では地域包括センターによる総合事業を実施予定ですが、豊郷町の高齢者と日々かかわってきて、今後、どういうケアが必要とされているのか。そして、来年度からの総合事業で具体的な取り組みは何をするのかを明らかにしてください。

そして、今政府は、病院から在宅へと医療・介護の場を移行しようとしています。しかし、年金が下がり、介護保険料や医療費が上がる中、高齢者の生活不安は増幅し、特に低所得高齢者の生活破壊が進行するのではないかと危惧されています。

これまで町独自の介護保険料、利用料の軽減、そして医療費窓口負担金の減免などを提案をしてみましたが、豊郷町の一般財源を活用したこの取り組みは、本町において優先順位の高い事業と考えますが、まず町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

高齢者の貧困と孤立にどういった対応をするかということでございまして、まずご質問の1点目、本町の65歳以上の単独の世帯の数は443世帯、65歳以上の夫婦2人の世帯の数が256世帯。ご指摘の65歳以上の親の方と未婚の子どもさんのみの世帯数というものについては把握できないというふうに聞いております。

続きまして、本町の総合事業に関しての取り組みといたしまして、まず、現在の通所サービス、訪問サービスにつきまして、それを利用しておられる方については引き続き現行サービスを継続していただいて、サービスの低下にならないような対応をしていきたいということで、現在、事業所との連携を強化しております。

そして、どういうケアが必要かということで、具体的にはということで、今、担当のレベルで議論しておりまして、今後、またそのほかの担当課との協議も必要とはなってくるわけでございますけれども、生きがいデイサービスを活用しての介護を必要としない元気な高齢者をつくっていく、ふやしていくという部分について力を入れていきたいなというふうに考えておるところでございます。

次に、減免制度等の拡充につきましては、介護保険料につきましては既に昨年保険料の軽減強化がされたところであり、本町も負担をしておるところでございます。

また、利用料につきましても、所得に応じての自己負担額の見直しもされておるところであり、また医療費の窓口負担の減免につきましても、本町の規定により実施をしているところでありまして、さらなる町独自の減免、軽減制度の拡充については、現在のところは考えておらないところでございます。

以上でございます。

今 村 議 員

議長。

西澤清正議長

今村議員、再質問。

今 村 議 員

今、課長から65歳以上の単身、また夫婦合わせるともう700世帯。ということは、3分の1強の世帯が豊郷町では3軒に1軒がこういう世帯だという非常に実態は厳しいなと私はお聞きいたしました。

そういった中で、豊郷は総合事業、来年から7月からやるという話ですが、この総合事業には、先ほど町がどういう形でやるのかという説明をお聞きいたしましたが、全国で総合事業実施に移行している自治体の取り組みを大きく分けると3つのパターンがあると言われております。

その1つが、国モデル率先実行型、卒業促進型という形ですね。これは理想としては適正なりハビリを要支援対象者の高齢者が受け、状態が改善され、要支援状態からの非該当へと変わり、要支援サービスを卒業して地域のボランティアやサロンへの移行を目指す自治体タイプ。これは本当によくなって帰って卒業されたらいいんですが、そうじゃなくって、無理なサービス打ち切りもあるという問題点も指摘されています。

2つ目のパターン、安上がりサービスを押しつける基準緩和中心型の事業。これが今の一番全国の自治体の中で一番多く見られるタイプなんですが、簡単に言えば、新しく住民や自治体が今後の要支援該当者に対してサービスを提供することは難しく、現在の地域の事業所に対して無資格での参加やサービスが提供できるように規制緩和を行い、単価を引き下げる自治体タイプのことです。現状としては、安かれ、悪かれを今後の要支援者に押しつけるものであり、事業所として

も収入減が見込まれ、積極的に参加する事業所は少ないというのが問題点、現状です。

もう1つのパターン、3つ目のパターンは、現行相当サービスのみで実施の自治体。第3のタイプとしては、形式的移行、現行サービス中心型があります。簡単に言えば、サービス内容や単価は変えないで、現在の要支援対象者の費用については自治体が負担するタイプです。現状としては、小規模な自治体で実施はされていますが、今後の要支援対象者についてはまだ明確な方針を示していない自治体が少なくありません。

全国で総合事業に移行したパターンとしては、この大まかに分けると3つのパターンがあります。

うちの場合、先ほど課長がおっしゃっていただきましたが、課長から考えて、うちはこの3つのパターンのどこにはまると考えておられますか。先ほど法定減免していますので、介護保険料はもう利用料についても医療費の窓口負担についても、そういったものは町としては現在検討していませんという形でしか答弁なかったんですけれども、総合事業に対してはどういうふうな、このパターンでいくとうちは、豊郷は何型、1番、2番、3番どっちに、どれにはまると考えておられるのか、そのことについて説明をお願いします。

医療保険課長  
西澤清正議長  
医療保険課長

議長

北川医療保険課長。

それでは、今村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ほど3つのパターンをおっしゃっていただきまして、それにどれに当てはまるかというふうなことで、きちっとは私はどこの枠に当てはまるのかというのは言えないわけなんですけれども、ただ、個人的に今ほどおっしゃっていただいた中の、例えば1つ目のパターンの中で要支援者の方を支援を外して、元気よくなって地域に帰ってボランティアをしていただくという部分では、そういう部分では私はそういうところは目指したいと。そういう要支援を、リハビリ等を経験していただいて、この方がもう介護は必要でなくなるほど元気になっていただいたということであれば、その後の部分については介護保険を使っていたかなくても、一般施策として対応していただいて、また地域でボランティアをしていただくことによって、一般施策として、一般事業としての対応がしていただけるのではないかと、そういう部分では1つ目のパターンに当てはまる部分もあるのではないかと、そういう部分の一つ。

それともう一つ、3番目のパターンで、現在の状況をそのまま移行して、対象者に明確な方針を、そこを示さないという部分がございましたけれども、私ども

は先ほど質問の中にございました高齢者と触れ合う中でどのようなパターンを計画してるのかとおっしゃっていただきましたけれども、うちの場合は、本町においてはそれぞれの地域や地域に応じたボランティアなり憩いの場を求めて、それぞれの高齢者の方が今現在も10年ぐらいの流れで、明るく和気あいあいとしておられて、それを視察にまで来ておられるということ。また、認知症カフェのモデルとなったのも本町というふうには聞いております。そういう部分ではやはり常に地域の高齢者の方がどのような動きをされて、どのようなニーズを持っておられるのかということを把握しながら、現在の状況を私は先ほどから述べさせていただいておることでありまして、でき得る限り介護保険を使わない、一般事業でできる部分については一般施策でやって、介護保険料に影響しないような事業を今後も進めていただく。

また、地域住民の方々、高齢者の方々と手を取り合ってどういう事業を進めていったらいいのか。それが皆様の負担にならない部分で、元気な高齢者をつくるというものが一番の目的だと私の立場では考えておるところでございます。

以上でございます。

今 村 議 員 議長。

西澤清正議長 今村議員、再々質問。

今 村 議 員 先ほど最初にうちの高齢者、また高齢者夫婦世帯というのが豊郷町という実態からするともう3軒に1軒がこういう世帯になっていると。そのことを考えた上で、この介護保険の総合事業のあり方、また町が一般施策としてもそういった高齢者たちの健康でそうやって元気に暮らしていただくための財源保証というのは当然だと私は考えています。

そういった中で、国のモデル率先型って全国にもありますよね。和光市やらね、今もね。やっぱりそういうことは認定率とか物すごく下がっているんですよ。下げられているのか下がっているのかどっちか言えませんが。うちの場合は、豊郷町の特殊性というのがあるというのはこれまでも散々申し上げてきましたが、地域性、それから特殊性、こういったことを含めて、貧困低所得世帯が多い高齢者が多い。こういった中で認定率は20%に近い。それは当然だと私は前から申し上げてきました。

そういった方たちの元気で人生全うしていただけるような支援をしていくということには、その地域の中でボランティアでというのは、それはそれとしてやっていただいたら結構ですけど、それはもう当然限界があるんです。

それで、総合事業で何が問題かといえば、先ほど課長がおっしゃったように、介護保険料を使わない。そういったことでやっていきたいということは、介護保

険会計から外れるということになりますから、国は国庫負担を出さないとやっているわけやから、その分を全て町が負担して、料金も含め、サービスも継続していくという方針を立てない限りは、今後の高齢者のこういった総合事業の運用はできないんです。そのことを踏まえて、そういうふうにおっしゃっているのか。

これは町長にもぜひお聞きしたいんですが。はっきり言ったら、このモデル率先型は切り捨てで、介護保険からみんなを追い出していくというやり方ですよ。そして、地域の中でボランティアのそのお年寄りを集めた宅老所的ないろんな会をやっていきたいと思いますというのは、そういうことにできる人までいいですよ。それ以上になってきたら、とてもじゃないけど、本当に介護サービスが必要な人がふえるんですよ、これからまた。豊郷の実態から見れば。

非常に現実と乖離した言葉しか今聞こえなかったもので、これは非常にこれからが大変だなという私は認識をしました。

町長もそういったことを踏まえてでも、低所得の高齢者の皆さんやこういった方たち、皆さんに対しても、今後も町の要項に沿った、町からの持ち出しはしない、こういったことを前回も宣言されました。今後もそういう方針でいくのか。

まず、第一は、総合事業に対する町の持ち出しをちゃんとやりなさいということをおっしゃりたいんです。このこともやらないということで、今、総合事業は検討しているのかどうか。答弁を最後に、町長でも課長でも結構です。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えしたいと思います。

私は、先ほどから申し上げておりますように、サービスの低下については考えておられない。やはりきめ細やかなそれぞれのサービスについてはしていかなければならないということから、介護保険でする部分については介護保険、総合事業についてもきちっと明確に方針は出していきたいというふうに考えておりますけれども、まずは元気な高齢者をつくるということが私どもの今の本町の現状を見ていても、それは必要でありますからそういうところ、やはり介護保険でするところは介護保険、そしてまた一般施策でできるところは一般施策で振り分けをし、できるだけ介護保険料の上がない、負担にならないようなところは一般施策でもしていかなければならないというふうに考えておりますので、あくまでも介護の切り離しということではないということだけのご理解いただきたいというふうに考えております。

やはり今後も地域の実情に応じたそれぞれの対応をしていきたいという部分でございますけれども、決してサービスの低下ということだけにはならないよう

に今後も努力していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

今 村 議 員 議長。

西澤清正議長 今村議員、3番目の。

今 村 議 員 町長の答弁がないというのは残念でしたが、それだけは言うておきましょう。

西澤清正議長 あと3分ほどしか時間ありませんので。

今 村 議 員 続きまして、子どもたちに豊かな情操を育てるために移動図書館の実施を教育長に伺います。

豊郷町立図書館は、旧豊小にあります。しかし、施設面積が狭く、子どもだけや親子で本にゆっくり親しむという空間が少ないと思えます。

そこで、各集落への移動図書館事業、こういった地域の子どもたちに本を貸し出せるシステムを利用して情操教育を高めていただきたい、こういう提案ですけれども、教育長の答弁を求めます。

社会教育課長補佐 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 今村議員の子どもたちに豊かな情操を育てるための移動図書館の実施をのご質問にお答えいたします。

昭和50年代に県立図書館の移動図書館が各字を巡回しておりましたが、移動図書館ではサービスの限界があることから、移動図書館は廃止となりました。このようなことから、豊郷町では現在、移動図書館の実施については考えておりません。

各字の公民館には大半の地域に児童書も含めた図書が置かれております。また、図書館事業でお話ボランティアの方が各字に出向き、出前でおはなし会を実施されております。子どもの情操を育むための支給をされておりますので、この方法でご利用いただきたいというふうに考えております。

以上です。

今 村 議 員 議長。

西澤清正議長 今村議員、再質問。

今 村 議 員 これ、町が出した27年3月の豊郷町子ども読書活動推進計画。これを見て思ったことなんですけども、やっぱり読書が、今は学校図書館のほうで毎日じゃありませんけど、学校図書館司書も配置されて若干はよくなったかもしれないんですが、基本的に豊郷町の図書館の面積、スペースでは、図書館に行って本を借りる、こういった経験を広く町民全体に広げていくというのはちょっと無理がある

と。そういうために豊郷の貸出数は県下でも最下位のほうにあるわけじゃないですか。そういうことを踏まえて、その中でやっぱり図書館自体が地域に出向いていく。県立図書館は県下全域をめぐるのは大変ですよ。効果的にどうかと私も思います。でも、豊郷町はたかだか16字。全町7.8平方キロメートルという、県下一小つちやな町じゃないですか。その中で日栄学区、豊郷学区で、今月はどこに行きますよとか、ぜひこういうような今月おもしろいのがある、持っていきますよとか、親子で来てくださいと。高校生も来てくださいととか、そういう啓発はできると思うんですけど、全くそういうことは考えておられませんか。ちょっと来年度に入りますので、読書数をふやすという観点から答弁をお願いします。

社会教育課長補佐 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在の方向では移動図書館の実施については考えておりません。理由といたしましては、移動図書館用の車等の購入に係る経費及びそれに対する人員の経費等を考えますと、実施は困難だと思います。

本町図書館におきましては、そのかわりにと申しましてはなんですけれども、町内各保育園、幼稚園、小学校、中学校に移動で貸し出しを行っております。毎月30冊から40冊ずつを各保育園、幼稚園、小学校、中学校に移動して貸し出しを行っております。それも新しい入った本とか、各学校においてある学校図書以外のものを選定して持っていくようにしていますので、現在といたしましては、町の図書館としてはそのような形で対処していきたいと思っております。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 私が問題と言ってるのは、町民1人当たりの図書の講読数が少ないと。それをいかにふやすか。それは子どものうちから読む習慣つくるのが一番早いから、そういうことで学校図書館等で頑張ってくださいと思いますが。正規のやっぱり図書館をちゃんと図書館司書を配置しない限り事業の拡大はできないと思うんですが、町長は、そういう正規図書館職員を配置する、そういう検討はされませんか。最後に。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

現在の体制で今のところ十分ではないかなと、このように思っておりますの

と、貸出冊数を拡大しましたので、徐々にですが貸出冊数がふえていっている状況でございます。

それと、やはりいかにして町民の皆さん方が図書館に来ていただけるかという、そういうようなやっぱり図書館の魅力等をこれからもぜひ発信していき、貸出冊数をふやしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**西澤清正議長** 本日は、今、町長から追加提案がありましたので、議会運営委員会の開催をしますので、暫時休憩とします。

議会運営委員会の方は議員控室にお集まりください。

ほかの皆さんにつきましては、自席でお待ちください。

(午後 0時27分 休憩)

---

(午後 0時53分 再開)

**西澤清正議長** 再開します。

議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案、議第110号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案、議第111号豊郷町水道事業給水条例案、議第112号豊郷町水道事業審議会条例案が提出されましたので、議会運営委員会を開催します。

**鈴木議員** これ、できひんやろう。きのうもらったけど。きのうのうちに局長からもらったこの文書では、一議不採はできないと書いてあるで。

**西澤清正議長** 説明させます。

**議会事務局長** これにつきましては、きのう2議案記載の……。

**鈴木議員** 全員協議会をやれと言っとるんや。全員協議会を開くことを要望します。

本会議でやる事案じゃないでしょう。本会議で説明したらあかんよ。

**西澤清正議長** 今の議案、皆さんに全協で説明しますので、議員控室にひとつよろしくお願ひ申し上げます。

(午後 0時 分 休憩)

---

(午後 0時 分 再開)

**西澤清正議長** 今、管理職のいろいろな というようなことで、上程するというところで、追加議案を日程に追加し、議題といたしたいと存じます。

本日、議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案、議第110号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案、議第111号豊郷町水道事業給水条例案、議第112号豊郷町水道事業審議会条例案が追加提案されました

ので、日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと存じます。

お諮りします。本日の議事日程に議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案、議第110号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案、議第111号豊郷町水道事業給水条例案、議第112号豊郷町水道事業審議会条例案を日程に追加し、日程を変更して追加日程として議題とすることに異議ありませんか。

議 員 異議あり。

西澤清正議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本日の議事日程に、議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案、議第110号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案、議第111号豊郷町水道事業給水条例案、議第112号豊郷町水道事業審議会条例案を日程に追加し、日程を変更して追加日程として議題とすることに賛成の諸君は起立を求めます。

(起立、多数)

西澤清正議長 賛成多数であります。よって、議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案、議第110号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案、議第111号豊郷町水道事業給水条例案、議第112号豊郷町水道事業審議会条例案を日程に追加し、日程を変更し追加日程として議題とすることが決定されました。

ただいまより局長に日程を配付させます。

(日程表配付)

鈴木議員 あらかじめ議案として出てきたので、議運を開いて中身を研究しながら  
したいと思います。

西澤清正議長 それでは、暫時休憩して、議会運営委員会を開催します。

(午後 0時58分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

西澤清正議長 再開します。日程第3、議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案から、日程第6、議第112号豊郷町水道事業審議会条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案から、議

第112号豊郷町水道事業審議会条例案までを一括して説明させていただきます。

この説明につきましては、昨日の議案の説明と同じであります。よって、これは法的化によるものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案から議第112号豊郷町水道事業審議会条例案までを総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。よって、議第109号豊郷町水道事業設置等に関する条例案から議第112号豊郷町水道事業審議会条例案までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時02分 散会)